

第3編

津波災害対策編

第2章 災害予防対策

第2章 災害予防対策

第1節 津波に強いまちの形成

主な実施担当	危機管理室、震災復興企画課、事業計画調整室、震災復興整備課、まちづくり整備課
防災関係機関等	仙台地方振興事務所、仙台土木事務所、仙台河川国道事務所、東北森林管理局

1 方針

町は、津波からの迅速かつ確実な避難を実現するため、徒歩による避難を原則とするが、地域の実情を踏まえて、徒歩での避難困難な地域では自動車避難を中心とした、できるだけ短時間で避難が可能となるような強いまちの形成を目指す。

2 津波浸水想定

- 町は、最大クラス（東日本大震災と同規模）の津波への対策を効率的かつ効果的に講ずるため、津波災害のおそれのある区域について県等と連携し、各沿岸地域の自然特性、社会経済特性等の現状を把握するための基礎調査に基づき、津波浸水想定を設定し、公表する。

※浸水想定は現在、県で検討中であるため、当面は東日本大震災の浸水区域を津波区域とする。

3 津波避難を考慮した土地利用計画・施設配置

- 町は津波による浸水の可能性が低い地域を居住地域とするような土地利用を進めるとともに、現地再建が進む浜通り地区等に短時間で避難が可能となるような緊急避難場所（津波避難ビルや公園緑地（築山を含む）等）及び避難路等整備、都市計画と連携した避難関連施設（防災拠点施設等）の計画的整備、公共施設の耐浪化等に努める。
- 町は、協定を結ぶ等し、民間の施設の活用による緊急避難場所、避難所の確保に努める。

4 計画相互の有機的な連携

- 町は、地域防災計画、都市計画等の計画相互の有機的な連携を図るため、関係部局による共同での計画作成、まちづくりへの防災専門家の参画等、津波防災の観点からのまちづくりに努める。また、都市計画等を担当する職員に対して、ハザードマップ等を用いた防災教育を行い、日常の計画行政の中に防災の観点を取り入れるよう努める。

第2章 災害予防対策

5 長寿命化計画の作成

- 町は、老朽化した社会資本について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

6 「津波防災地域づくりに関する法律」に基づく対応

1 津波災害警戒区域に関する対応

- 町は、津波災害警戒区域の指定のあった場合に、以下の対応を行う。

(1) 地域防災計画での考慮

- 町は、地域防災計画において、津波災害警戒区域ごとに、津波に関する情報、予報及び警報伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、津波避難訓練に関する事項、主として要配慮者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設の名称及び所在地等について定める。

(2) 要配慮者等が利用する施設での対応強化

- 町は、津波災害警戒区域内において、主として要配慮者が利用する社会福祉施設、医療施設等については、津波発生時に当該施設の利用者の津波発生時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、津波に関する情報、予報及び警報の伝達方法を定める。

(3) 住民への周知徹底

- 町は、地域防災計画に基づき、津波に関する情報の伝達方法、避難場所及び避難経路、円滑な警戒避難を確保するうえで必要な事項について住民に周知するため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講ずる。

(4) 施設所有者又は管理者の取組支援

- 町は、津波災害警戒区域内の避難促進施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告等を行い、施設所有者又は管理者による取組の支援に努める。

(5) 津波による危険の著しい区域への対応

- 町は、津波による危険の著しい区域については、人的災害を防止するため避難対象地域等の各種区域の設定について検討する。

第2章 災害予防対策

2 津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画の作成

- 町は、海岸保全施設等、海岸防災林や避難施設の配置、土地利用や警戒避難体制の整備等についての総合ビジョンを示すことに努め、必要に応じ、津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画(推進計画)を作成する。

第2章 災害予防対策

第2節 海岸保全施設等の整備

主な実施担当	産業振興課、農業基盤整備推進室、まちづくり整備課
防災関係機関等	仙台地方振興事務所、仙台土木事務所、仙台河川国道事務所、東北森林管理局、亶理土地改良区

1 方針

本町の海岸線は、常に高潮、津波被害の危険にさらされており、海岸保全事業の推進は防災上重要な課題である。本町の海岸線は総延長約 11.9 km に及び、1 箇所の漁港を有する。本町において、特に、津波が予想される区域は、磯地区から牛橋地区にいたる海岸地帯一帯である。現在本町の海岸は 11 km にわたり防潮堤があるものの、一部海岸は未整備となっている。

町は、県及び防災関係機関とともに、津波被害を軽減・防止するための海岸保全施設等の維持管理の強化や必要な施設の整備を実施し、津波防災対策の推進を図る。津波からの災害を防御するために設置された海岸保全施設は、有事の際に即応した適切な措置（水門等開閉操作等）が講じられるようあらかじめ体制を整えておく。

2 海岸保全施設等の整備

1 整備計画

(1) 施設の現状

本町の海岸堤防については 11.9 km のうち 11 km が整備されている。

(2) 整備計画

漁港施設の修築、過去の最大の津波（東日本大震災と同規模）に対処できるよう防潮堤の嵩上げ等海岸保全事業が早期に完成できるように積極的に推進する。

3 河川管理施設の整備

1 事業の実施

- 町及び河川管理者は、治水事業五箇年計画に基づき、堤防等河川管理施設について、安全性に十分考慮しながら計画的に整備する。

2 既設防潮水門等の維持管理

- 町及び河川管理者は、既設河川防潮水門等について日頃から保守点検を行い、維持管理に努めるとともに、機能改善に向けた整備を促進する

第2章 災害予防対策

第3節 交通施設の災害対策

主な実施担当	危機管理室、震災復興企画課、事業計画調整室、震災復興整備課、農業基盤整備推進室、まちづくり整備課
防災関係機関等	仙台土木事務所、仙台河川国道事務所、東日本高速道路(株)東北支社、東日本旅客鉄道(株)、宮城県漁業協同組合仙南支所（山元）

1 方針

道路、鉄道等は、地域の経済活動等あらゆる社会活動を支える重要な施設であり、これらの施設が被災した場合には、住民の避難、救援活動、物資の輸送等の各種応急対策活動を著しく阻害する。町は、道路、鉄道等の交通施設整備や補強・補修等に当たっては、基準に基づいた耐震対策を実施し、安全確保とともに、未整備部分の解消等ネットワークの充実、施設・機能の代替性確保、各交通施設間の連携強化等により、大規模災害発生時の輸送手段確保等に努める。

2 道路施設

- 町は、他の道路管理者と協力し、防災点検及び震災点検等で対応が必要とされた箇所について、緊急輸送道路（資料8参照）や緊急性が高い路線及び箇所から順次、補強及び整備を実施する。
- 町は、地震災害対策上必要とする道路施設については、緊急を要する施設から随時整備を進める。
- 道路施設管理者は次のとおりである。

国道	東北地方整備局仙台河川国道事務所岩沼国道維持出張所
県道	仙台土木事務所
町道	まちづくり整備課
農道	農業基盤整備推進室
林道	農業基盤整備推進室
高速道路	東日本高速道路(株)東北支社仙台管理事務所

1 道路

- 道路法面の崩壊、路面の損壊、道路施設の変状や破壊等の被害が想定される危険箇所について、防災工事等を実施するとともに、道路の改築や新設に当たっては、耐震基準に基づいた整備を図る。

第2章 災害予防対策

第1章 津波

第2章 津波

第3章 津波

第4章 津波

2 道路付属施設

- 道路敷地内に設置されている道路標識、道路情報提供装置の道路施設について、耐震性の確保及び補強に努める。

(1) 災害情報システムの構築

- 道路管理者は、災害防止に当たり道路情報の迅速・正確な提供を行うために、宮城県土木部流域情報システムによる雨量、水位情報の活用のほか、気温、積雪、凍結等路面検知器等の機器及び道路情報提供装置の整備を進め、これらを有機的に運用するため、災害情報システムの構築を図る。

(2) 避難誘導標識の整備

- 町は、道路管理者と調整のうえ、避難計画に位置づけられる避難対象地域から、いつでも誰でも安全かつ迅速に避難を行うことを支援するための避難誘導標識の整備に努める。

3 避難路等の整備

- 町は、住民が原則徒歩で確実に安全な場所に避難できるよう、地震の揺れを考慮した避難路等を整備し、その周知に努めるとともに、その安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努める。なお、避難路の整備に当たっては、地震の揺れによる段差の発生、避難車両の増加、停電時の信号減灯等による交通渋滞や事故の発生等を十分考慮するとともに、地震による落橋、土砂災害等の影響により避難路等が寸断されないよう橋梁の耐震対策を実施する等、安全性の確保を図る。さらに、町の現状を踏まえ、徒歩での避難困難な地域等では、自動車避難にも配慮した整備を検討する。

4 避難路の安全対策

- 町は、避難計画に位置づけられる避難路においては、安全性や機能性を確保されているかを確認のうえ、問題箇所を抽出し、道路の改築や新設を含め、必要な対策を講ずる。

5 信頼性の高い道路網の形成

- 緊急輸送ルートの確保を早期かつ確実に図るため、主要な市街地等と高速道路のアクセス強化等ネットワーク機能の向上、道路情報ネットワークシステム、道路防災対策等を通じて安全性、信頼性の高い道路網の整備を図る。
- 町は、避難路、緊急輸送道路等防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通確保を図るため、必要に応じて区域を指定し、道路占用の禁止又は制限を行う。

第2章 災害予防対策

第1章 津波

第2章 津波

第3章 津波

第4章 津波

6 道路管理者間の情報共有化

- 町は、通行止めや迂回路の設置、地盤沈下による冠水対策等については、国、県との情報の共有化を図る。

7 橋梁

- 町は、落橋、変状等の被害が想定される道路橋、横断歩道橋、側道橋等については、橋梁補強工事を実施し耐震性を高める。

8 トンネル

- 町は、関係機関と連携して、覆工コンクリートや付帯施設の落下、坑口部法面の岩盤崩落等が想定されるトンネルについては、優先して補強対策を実施する。

4 鉄道施設

- 鉄道施設の災害予防対策は東日本旅客鉄道(株)、日本貨物鉄道(株)が行う。
- 東日本旅客鉄道(株)は、橋梁、土地構造物等の施設を主体に、補強対策を推進し、地震等による異常事態が発生したときは、運転規制等によって災害の防止を図る。
- 東日本旅客鉄道(株)は、土木建造物の変状若しくは既変状の進行の有無を把握するため、定期検査を実施する。
- 東日本旅客鉄道(株)は、線路に近接する施設の落下、倒壊による線路への被害を防止するため、関係官公庁、施設管理関係者に施設の整備を要請する。

5 漁港施設

- 漁港管理者は、被災することにより生じる災害に関する危険区域の周知、及びこれらの災害を防止するため、迅速な情報の収集及び情報伝達施設の整備を推進するとともに、地震発生後の防御機能維持のため、耐震性を考慮した岸壁、防波堤等の漁港施設整備を推進する。

第2章 災害予防対策

第4節 都市の防災対策

主な実施担当	震災復興企画課、事業計画調整室、震災復興整備課、まちづくり整備課
防災関係機関等	

1 方針

町は、火災の拡大防止や避難の安全を確保し、安全・安心・快適性等に配慮した総合的に質の高い市街地実現のため、都市防災総合推進事業等により、大規模な震災(地震・津波)等市街地の災害に対する危険性を把握し、防災力の高いまちづくりの方針を明らかにし、避難路やオープンスペース確保のため、各種事業や避難地、避難路等、周辺建築物の不燃化を促進する。また、津波からの迅速かつ確実な避難を実現するため、できるだけ短時間で避難が可能となるような施設の整備を行う。

2 市街地開発事業の推進

1 低層木造建築物等密集市街地対策の推進

- 町は、都市再開発法(昭和44年法律第38号)に基づく市街地再開発事業により、低層木造建築物等の密集した不健全な既成市街地を改造し、土地の合理的で健全な高度利用、市街地の不燃化、環境の整備改善を効果的に推進する。

2 既存建築物の耐震化の推進

- 町は、耐震化を促進すべき比較的古い建築物が多く立地する地区等において、既存建築物の耐震化に関する計画作成及び診断を行うことを検討する。
- 町は、町が管理する公共施設等から耐震化を進め、最終的に100%の整備を目指す。

3 土地区画整理事業の推進

- 町は、土地区画整理法(昭和29年法律第119号)に基づき、防災性の高い市街地の形成を目指し、防災上危険な老朽木造密集市街地等の解消を図るため、土地区画整理事業による市街地の整備について、県の指導を得て、防災性の高い市街地の形成を目指す。

4 地域防災計画と都市計画との関連への配慮

- 町は、防災街区の整備のみでは、市街地防災対策として十分な目的は達せられないため、その他の防災対策を含む地域防災計画と都市計画との関連に配慮し、市街地の整備を行う。

第2章 災害予防対策

第1章 津波

第2章 津波

第3章 津波

第4章 津波

3 公園施設

- 町は、避難路、避難場所、延焼遮断帯としての機能を併せもつ公園緑地の整備促進を図るよう努める。また、緊急指定避難場所に指定する公園緑地については、必要に応じ、食料、医薬品等災害応急対策に必要な備蓄倉庫、耐震性貯水槽、防災トイレ等の整備に努める。

4 津波避難を考慮した施設の整備

1 津波避難施設等の整備

- 町は、短時間で避難が可能となるような緊急避難場所（津波避難ビルや公園緑地（築山を含む）等）及び避難路等整備、都市計画と連携した避難関連施設（防災拠点施設等）の計画的整備、公共施設の耐浪化等に努める。なお、事業の実施に当たっては、効率的・効果的に行われるよう配慮する。

2 特に配慮を用する施設の立地誘導

- 町は、行政関連施設、要配慮者に関わる施設等については、できるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備し、中長期的には浸水の危険性のより低い場所への誘導を図る。

第2章 災害予防対策

第5節 建築物等の安全化対策

主な実施担当	企画財政課、保健福祉課、農業基盤整備推進室、まちづくり整備課、坂元支所、上下水道事業所、学務課、生涯学習課
防災関係機関等	

1 方針

公共建築物の中には災害発生後、復旧活動の拠点ともなる建築物も多く、また、要配慮者が利用する建築物も多いことから特に耐震性が要求される。

町は、地震による建築物の被害を最小限に抑え、住民の生命、財産等を保護するため、建築物の耐震性・耐浪性を確保し、安全性の向上を図る。さらに、津波に強いまちづくりを進めるために、公共建築物、一般建築物の耐震性、不燃性、耐浪性の確保に努めるとともに、津波に対する安全性を一層高める。

2 公共建築物

1 耐震診断の実施

- 町は、計画的に耐震診断を実施し、必要に応じて耐震改修等を行う。

2 防火管理者の設置

- 町は、互理消防本部の指導により、学校、病院等で消防法第8条の規定により定められた防火対象物については、防火管理者を設置し、火災に備える。

3 耐震性、不燃性、耐浪性の確保

- 町及び施設管理者は、庁舎、警察署、消防署、学校等の行政関連施設、病院等の医療施設、社会福祉施設等要配慮者に関わる施設、駅等の不特定多数収容施設等、常に防災上重要な公共建築物について、一層の耐震性、不燃性、耐浪性の確保に努める。

4 停電対策の強化

- 町及び施設管理者は、地震時の停電に備え、バッテリー、無停電電源装置、自家発電設備等の整備に努める。

5 特に配慮を要する施設の防災拠点化

- 行政関連施設、要配慮者に関わる施設等については、浸水の危険性のより低い場所への誘導を図るが、やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地する場合、町及び施設管理者

第2章 災害予防対策

は、建築物の耐浪化、非常用電源の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄等により施設の防災拠点化を図る。

3 教育施設

- 学校等教育施設の管理者及び町は、災害時における児童生徒等及び教職員の安全の確保を図るため、次の対策を講ずる。なお、私立施設の設置者に対しては、建物等の耐震性の強化及び設備・備品等の安全管理について、適切な対策を講ずるよう要請する。

1 校舎等の耐震性の強化

- 町は、校舎等の耐震性の強化や、耐浪性の確保を図るとともに、教育施設としての機能向上を基本に防災機能の整備・拡充に努める。

2 設備・備品等の安全管理

- 設備（照明設備等）及び備品（ロッカー、実験実習機器等）等の設置に当たっては、転倒、落下等の防止について、その安全性を強化するとともに、災害時において、児童生徒、教職員の避難通路が確保できるよう設置場所等について十分配慮する。

3 水泳プールの防災機能等の整備

- 震災時における防火用水及び飲料水を確保するため、引き続き水泳プールの耐震性の強化を図るとともに浄水機能の整備を計画的に進める。

4 津波災害特別警戒区域の建築物の安全対策

- 町は、津波災害特別警戒区域の指定のあったときは、区域内において、津波から逃げるのが困難な要配慮者が利用する一定の社会福祉施設、学校及び医療施設の建築について、居室の床面の高さが津波の水深以上となるように制限する等、施設等の建築物の津波に対する安全性の確保を促進する。
- 町は、津波災害特別警戒区域の指定がない場合においても、津波による危険の著しい区域については、災害廃棄物の発生を抑制するため、浸水対策、鉄筋コンクリート造等の堅ろうな建築物とする等の建築物の耐浪化等に努める。

第2章 災害予防対策

第6節 ライフライン施設等の予防対策

主な実施担当	上下水道事業所
防災関係機関等	亘理消防本部、東北電力(株)岩沼営業所、東日本電信電話(株)宮城支店

1 方針

大規模地震・津波の発生により住民生活に直結する上下水道、電力、ガス、電話、通信等のライフライン施設は、地域生活の根幹をなすものであり、これらが大きな災害により被害を受けた場合、日常生活や経済活動の場である都市の機能が麻痺し、安否確認、避難や救援・救出活動の応急対策を実施するうえでの大きな支障となるだけでなく、避難生活環境の悪化や住民が早期に通常の生活に戻るための大きな足かせとなる。機能麻痺に陥ることによる影響は極めて大きい。

町及び防災関係機関は、災害に強い施設を整備するとともに、災害が発生したときも被害を最小限にとどめ、早期復旧が図られるよう、施設の災害防止対策を推進する。また、耐震性・耐浪性の強化、拠点の分散、代替施設の確保及び系統の多重化等を進める等、大規模地震・津波による被害軽減のための諸施策を実施する。

2 水道施設

1 水道施設の耐震性強化等

- 町は、災害時においても断水等の影響を最小限に食い止め、容易な復旧を可能とすることを基本として、貯水・取水・浄水施設、導水管、配水幹線及び配水池等の基幹施設並びに避難所、医療機関等の重要施設に配水する管路について、地盤の状況及び水害、土砂崩れ等による被災のおそれ並びに過去の被災状況を考慮し、施設の改良等に合わせた計画的な整備を行う。
- 貯水・取水・浄水施設、導水管、配水幹線及び配水池等基幹施設並びに避難所、医療機関等の重要施設に配水する管路の耐震性の強化、耐浪性の確保を優先順位を定めて計画的に行う。
- 津波に対しては、特に医療機関等の人命に関わる重要施設への供給ラインの安全性の確保を重点的に行う。
- 町は、水道施設のバックアップ機能として、水源の複数化、送水管・配水幹線の相互連絡、配水管網のブロック化を図るとともに、水道事業の給水区域相互間の連絡管整備を推進する。
- 町は、緊急時に応急給水用の水を確保できるよう、緊急遮断弁の設置及び応急給水施設の整備等を計画的に推進する。

第2章 災害予防対策

- 町は、水道施設の日常の保守点検と合わせて、地盤の不良箇所や周囲の土砂崩れ等の危険箇所の把握に努める。
- 水道事業の管理者等については、津波からの円滑な避難を確保するため、水道管の破損等による二次災害を軽減させるための措置を講ずる。
- 水道事業者等は、災害時における水道水の安定供給を確保するため、浄水場等への非常用自家発電機等を整備する。

2 復旧用資機材等の確保

- 町は、水道施設が被災した場合に、直ちに応急対策に着手できるよう復旧用資機材を計画的に整備する。

3 管路図・台帳等の整備

- 町は、災害時において適切な対応がとれるよう、日頃から最新の管路図・台帳等の整備を図り、施設の現況把握に努める。

4 危機管理体制の確立

- 町は、日常の維持管理業務を着実に行うことはもとより、津波発生時における水道施設の被災予測を踏まえた緊急時の指揮命令系統、初動体制、通信手段、相互応援体制及び応急給水、応急復旧活動等に関する行動計画及びマニュアルを作成する。
- 町は、知事から水道用水の緊急応援の指示(水道法第40条)があった場合等を想定し、県の行動計画と整合性のある行動指針を作成する。

3 下水道施設

- 町は、施設の被害及び影響を最小限に食い止めるため、施設の耐震性の向上や液状化対策を図り災害予防を推進するとともに、災害対策資材の確保、他機関との連絡協力体制の整備に努める。

1 下水道施設計画

- 町は、処理場の機能を確保するため、汚水管渠マンホール等の水密化、老朽管渠の改良・更新を計画的に進めるとともに住民への広報を徹底し、雨水等の流入を低減するように努める。
- 町は、下水道施設の改築、更新に当たっては耐震性の向上や液状化対策を計画的に推進する。

第2章 災害予防対策

2 下水道施設維持管理

- 町は、下水道台帳の整理・保管に万全を期すとともに、下水道施設を定期的に点検し、常時、施設及び機能状態の把握に努める。

3 下水道防災体制

- 町は、復旧活動を円滑に実施するため、災害対策マニュアルの策定、災害対策資材の確保及び他機関との連絡協力体制の整備に努める。

4 ガス関連施設

- 町は、液化石油ガスの爆発等を未然に防止するため、消防本部と連携し、液化石油ガス販売事業所等が行う予防措置に協力するとともに、その指導の徹底を図る。
- 液化石油ガス販売事業者は、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」及び県が毎年定める「液化石油ガス販売事業者等保安対策指針」に基づき、災害によって被災した家屋においても、液化石油ガス施設による災害が発生しないように、常日頃から消費者に対して次の対策を講ずるとともに、緊急時連絡体制及び緊急資機材の整備を図る。
 - ア 消費者全戸への安全器具（ガス漏れ警報器、ヒューズコック、S型メーター等）の設置とその期限管理及び集中監視システムの普及導入の推進
 - イ 耐震性の確認（チェーン止め等による転倒・転落防止状況の把握）と向上（ガス放出防止装置等の設置）
 - ウ 各設備の定期点検等（特に埋設管や地下ピット）の着実な実施と、基準不適合設備の解消
 - エ 周知内容の充実化（災害時の対応等）と多様化（高齢者世帯や外国人世帯に対する工夫等）
- （社）宮城県エルピーガス協会は、日頃から保安啓蒙の一環として、有事の際の対処方法の周知徹底に努める。その他、液化石油ガス販売事業者相互の支援体制の充実強化をはじめとした必要な災害予防対策は、長期的に検討推進を図っていく。

5 電力施設

- 電力施設の災害予防対策は、東北電力(株)が行う。
- 町は、東北電力(株)が行う予防措置等について必要に応じて協力する。
- 東北電力(株)は、施設の計画設計時に建築基準法、電気設備に関する技術基準等関係法令や社内設計基準・指針等に基づく災害被害防災対策を施すとともに、過去に発生した

第2章 災害予防対策

災害及び被害の状況や各施設の環境等を考慮し、各種対策を実施する。

6 電気通信施設

- 電気通信施設の災害予防対策として、東日本電信電話(株)宮城支店は以下の対策を実施する。
- 町は、東日本電信電話(株)宮城支店が行う予防措置等について必要に応じて協力する。

1 設備の災害予防

- 電気通信事業者は、電気通信施設の公共性に鑑み、災害時においても重要通信を確保できるように平常時から設備を強固にし、災害に強く、信頼性の高い通信設備の設計、設置の推進に努め、県及び各市町村の被害想定を考慮した基幹的整備の地理的分散、応急復旧機材の配備等を図る。また、直接的な被害を受けなかった都市相互の通信が途絶したり、ふくそうしたりしないよう、通信網の整備を促進し、電気通信設備のさらなる安全性の推進に努める。

(1) 電気通信施設の耐震・防火・水防対策

- 主要な電気通信設備等について、大規模地震に耐えるように調査点検を実施し、引き続き耐震対策、防火対策、水防対策を推進する。また、やむを得ず津波による被災の危険性の高い箇所に、電気通信設備を設置する場合は、上階設置等の耐浪性を推進する。

(2) 通信網の整備・充実

- バックアップシステムの確立、主要伝送路のループ構成、多ルート構成あるいは2ルート構成による通信網の整備・充実を図り、通信網システムの信頼性向上に努める。

(3) 災害対策用機器の配置

- 可搬型無線装置、衛星通信装置、及び移動電源車等災害対策機器の整備・充実を図る。

2 体制の整備

- 日常における防災準備体制の整備を図るとともに、災害時における復旧要員の確保及び広域応援体制の確立を図る。

3 災害復旧用資機材の確保

- 災害発生時の通信を確保し、電気通信設備を迅速に復旧するため、災害復旧用資機材の配置・充実を図るとともに、全国からの資機材の調達体制の確立を図る。

第2章 災害予防対策

第1章 津波

第2章 津波

第3章 津波

第4章 津波

4 停電とふくそう対策

- 非常電源の確保や災害発生後に通信回線がふくそうした場合の対策等の措置を講ずるよう努める。

7 共同溝・電線共同溝の整備

- 町は、関係機関と密接な連携を取りつつ、ライフライン共同収容施設としての共同溝・電線共同溝の整備等を図るよう努める。

第2章 災害予防対策

第7節 危険物施設等の予防対策

主な実施担当	危機管理室
防災関係機関等	宮城県、亶理消防本部、その他防災関係機関

1 方針

地震・津波により危険物施設等の火災や危険物の流出等が発生した場合には、周辺地域に多大の被害を及ぼすおそれがある。このため、町は県や消防機関等と連携を図り、各施設の自主保安体制の充実・強化について指導を徹底する等、地震・津波対策と防災教育や防災訓練の積極的実施を推進する。

2 危険物施設

- 危険物事業所は、自主保安体制の充実強化のため次の対策を行う。
 - ア 安全管理上の向上を図るため、施設管理者、危険物取扱者及び危険物保安監督者等に対する保安教育の実施
 - イ 危険物施設の耐震設計基準について、法令に定められている技術上の基準に適合した状態の維持及び耐震性の強化
 - ウ 自衛消防組織等の育成の推進及び効果的な自主防災体制の確立
 - エ 化学消防力の強化及び資機材の整備、備蓄の促進
- 亶理消防本部は、危険物施設の実態把握に努めるとともに、危険物施設管理者に対し、自主保安体制の充実強化等について、立ち入り検査等を通じて指導助言を行う。

3 高圧ガス施設

- 高圧ガス製造所・販売所・貯蔵所等の事業者は、法令の耐震基準を遵守し、日頃から高圧ガス施設の保守・管理を行うとともに、保安体制等の充実のため次の対策を行う。
 - ア 施設管理者、保安統括者・保安係員等に対する非常時取るべき処置等の保安教育の実施
 - イ 自主的な保安体制の強化
 - ウ 緊急時の関係機関に対する連絡体制の整備
 - エ 事業者間の相互応援体制の整備推進
 - オ 防災訓練の実施及び災害対応マニュアルの作成の推進

第2章 災害予防対策

第1章 津波

第2章 津波

第3章 津波

第4章 津波

- 県は、宮城県高圧ガス保安協会等関係団体と密接な連携を図りつつ、高圧ガス製造所・販売所・貯蔵所等の高圧ガス施設の実態把握に努めるとともに、高圧ガス事業者に対し、立入検査や講習会等を通じ保安体制の充実強化について指導助言を行う。

4 火薬類施設

- 火薬類製造、販売、貯蔵等の事業者は、火薬類取締法令に基づき、火薬類による事故発生防止のため、次の対策を行う。
 - ア 定期自主検査、保安教育の実施
 - イ 製造施設、火薬庫の維持点検等自主的な保安体制の強化
 - ウ 緊急時の関係機関に対する連絡体制の整備
- 亘理消防本部は、火薬類製造、販売、貯蔵等の火薬類施設の実態把握に努めるとともに、火薬類事業者に対し、立入検査等を通じ事故発生防止等について指導助言を行う。

第2章 災害予防対策

第8節 防災知識の普及

主な実施担当	全課
防災関係機関等	仙台管区气象台、宮城海上保安部、亶理消防本部、亶理警察署

1 方針

災害発生時の町及び防災関係機関は、災害対策の中核を担う機関であり、その役割は多岐にわたっている。また、それぞれの職員は所掌事務に関係する分野での災害予防、応急対策の実施に際して相応の知識が要求される。また、東日本大震災の教訓を活かし、今後の地震・津波対策を強化するため、歴史的資料の活用に基づく災害教訓・防災文化の伝承を行い、時間の経過とともに東日本大震災の経験や記憶が風化し、忘却されないようにしっかり後世に引き継ぐ必要がある。

町は、町職員に対し「災害時職員初動対応マニュアル」等の作成・配布、防災訓練等を通じて防災に関する制度や自らが行うべき役割等について習熟する機会を積極的かつ継続的に与え、防災知識の普及に努める。住民に対しては、住民が自らを災害から守る「自助」、地域社会がお互いを守る「共助」という防災の基本を中心に、防災教育、講演会等の事業を積極的に実施しながら、その普及・啓発に努め、自主防災思想の普及、徹底を図る。特に、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

2 職員に対する教育

- 町は、職員に対する関係マニュアルの作成・配付、研修会、防災訓練等を通じて防災に関する制度、自らが行うべき役割等について習熟する機会を積極的かつ継続的に与え、所掌事務を熟知させるとともに、各々必要な施策を講じ職員の防災関係意識の向上に努める。
- 町は、的確かつ円滑な防災対策を推進するために、次の事項について、研修会等を通じ教育を行う。
 - (1) 気象災害に関する基礎知識
 - (2) 災害の種別と特性（災害対策関係法令等の研修）
 - (3) 山元町地域防災計画と町の防災対策に関する知識
 - (4) 災害が発生した場合に、具体的に取り組むべき行動に関する知識
 - (5) 職員として果たすべき役割（職員の動員体制と任務分担）
 - (6) 家庭及び地域における防災対策
 - (7) 防災対策の課題

第2章 災害予防対策

- ① 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- ② 地震・津波に関する一般的な知識
- ③ 地震が発生した場合に具体的に取り組むべき行動に関する知識
- ④ 職員等が果たすべき役割
- ⑤ 地震・津波防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- ⑥ 今後地震・津波対策として取り組む必要のある課題
- ⑦ 家庭及び地域における防災対策

なお、(4)及び(5)については、毎年度町職員に対し、十分に周知する。

また、各課(室)等は、所管事項に関する防災対策について、それぞれ定められた事項について職員の教育を行う。

3 教職員及び児童生徒に対する教育

- 教育委員会は、各小中学校に対し、学校安全計画における災害に関する必要な事項(防災組織、分担等)を定めさせるとともに、各学校長は児童生徒が災害に関する基本的、基礎的事項を理解し、思考力、判断力を高め、意思決定し、適切な行動ができるよう安全教育を行う。
 - ア 教科、特別活動、学校行事等、教育活動全体を通じて、災害に関する基礎知識を修得させるとともに、災害発生時の対策(避難所、避難路の確認、防災知識の普及・啓発等)の周知徹底を図る
 - イ 中学校の生徒を対象に、応急看護の実践的技能修得の指導を行う

4 住民に対する津波防災知識

1 総合防災訓練、講演会等の実施

- 町は、災害発生時に住民が的確な判断に基づき行動できるよう、防災に関する知識の普及・啓発を図る。
- 町は、住民の防災意識の向上を図るため、防災関係機関と連携し、総合防災訓練、防災に関する講演会等を実施する。実施に際しては、広報誌、パンフレット、新聞広告及びインターネット等の多種多様な広報媒体を活用し、広く周知させるとともに、地元住民の積極的な参加を呼びかける。この際、防災関係機関もこれらの行事に積極的に参加し、各々の役割等を住民に周知させる。

第2章 災害予防対策

2 山元町鎮魂の日

- 町は、東日本大震災で犠牲になった多くの町民の冥福をお祈りするとともに東日本大震災の教訓を忘れず、津波への備えを普及・啓発するために、その発生日を「山元町鎮魂の日」と定めた。(平成25年3月27日条例第11号)
- 町は、「山元町鎮魂の日」に併せて、次の事項を町民に普及・啓発に努める。

(1) 一般啓発

ア 啓発の内容

- (ア) 山元町地域防災計画の概要
- (イ) 気象災害に関する一般的知識
- (ウ) 災害が発生した場合に、具体的に取り組むべき行動に関する知識
- (エ) 防災関係機関等の防災対策に関する知識
- (オ) 避難所、避難路、その他避難対策に関する知識
- (カ) 住宅の補強、火災予防、非常持出品の準備等、家庭における防災対策に関する知識
- (キ) 応急手当等看護に関する知識
- (ク) 災害復旧時の生活確保に関する知識

イ 啓発の方法

- (ア) 広報誌、パンフレット、ポスター等の利用
- (イ) 映画、ビデオテープの利用
- (ウ) 広報車の利用
- (エ) 講習会、展覧会の実施
- (オ) 社会教育その他各種団体等の集会等を通じての周知
- (カ) 防災訓練の実施

(2) 社会教育を通じての啓発

- 町及び教育委員会は、社会教育の拠点である公民館活動等を中心として女性団体、PTA、青少年団体等を対象とした各種研修会、集会等を通じて防災に関する知識の普及・啓発を図り、各団体の構成員がそれぞれの立場から地域の防災に寄与する意識を高める。

ア 啓発の内容

住民に対する一般啓発に準ずるほか、各団体の性格等に合わせた内容とする

イ 啓発の方法

各種講座・学級、集会、大会、学習会、研修会等において実施する

また、文化財等を災害から守り後世に継承するため、文化財巡視活動、文化財保護強調週間や文化財防火デー火災防御訓練の実施等を通じ、防災指導を行い、防災知識の普及を図る

第2章 災害予防対策

3 ハザードマップ等の活用

(1) 各種防災関連データの発信

- 町は、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データをハザードマップ等の形で分かりやすく発信する。

(2) リスクコミュニケーションの実施

- 町は、津波に関する想定・予測の不確実性を踏まえ、津波発生時に、刻々と変わる状況に臨機応変の避難行動を住民等ができるよう、ハザードマップ等を活用し、防災教育等を通じた関係主体による危機意識の共有(リスクコミュニケーション)に努める。

4 普及・啓発の実施

(1) 津波の危険性等の周知

- 町は、防災関係機関と連携し、住民等に対し、津波による人的被害を軽減する方策は、避難行動が基本となることを踏まえ、津波警報等や避難指示等の意味と内容のほか、津波災害時のシミュレーション結果等を示しながらその危険性を周知する。

(2) 住民への普及・啓発事項

- 町は、教育機関、民間団体等との密接な連携のもと、以下の事項について、防災に関するテキストやマニュアルの配布、広報誌、パンフレット、新聞広告及びインターネット(町ホームページ、町メール配信サービス)、テレビ・ラジオ局、臨時災害FM局、ビデオ・フィルムの製作・貸出し、文字放送等の多種多様な広報媒体の活用や、有識者による防災をテーマとした研修や講演会、講習会、シンポジウム、座談会、実地研修等の開催等により、普及・啓発を図る。

第2章 災害予防対策

第1章 津波

第2章 津波

第3章 津波

第4章 津波

【住民等への普及・啓発を図る事項】

- ①地震発生時及び緊急地震速報を見聞きしたとき取るべき身を守る行動
- ②日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い、発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- ③地震・津波に関する一般的な知識
- ④災害危険性に関する情報
 - ・ 各地域における避難対象地区
 - ・ 孤立する可能性のある地域内集落 等
- ⑤避難行動に関する知識
 - ・ 宮城県の沿岸はどこでも津波が襲来する可能性があること
 - ・ 強い地震を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難すること
 - ・ 大津波警報、津波警報を見聞きしたら速やかに避難すること
 - ・ 標高が低い場所や沿岸部では津波警報でも避難すること
 - ・ 海岸保全施設等より海側にいる人は津波注意報でも避難すること
 - ・ 避難に当たっては徒歩によることを原則とすること
 - ・ 自ら率先して避難行動を取ることが他の地域住民の避難を促すこと
 - ・ 津波が河川を遡上すること
 - ・ 津波は長時間継続するので、津波警報が解除されるまで、また安全が確認されるまでは、自己判断をせず避難行動を続けること
 - ・ 津波の規模によっては、2次的、3次的な避難行動を行うこと
 - ・ 各地域における避難地及び避難路に関する知識 等
- ⑥津波の特性に関する情報
 - ・ 津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること
 - ・ 第一波が最大とは限らないこと
 - ・ 津波は繰り返し襲ってくること
 - ・ 第二波、第三波等の後続波の方が大きくなる可能性や数時間から場合によっては一日以上にわたり津波が継続する可能性があること
 - ・ 強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地震の発生の可能性 等
- ⑦津波に関する想定・予測の不確実性
 - ・ 地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること
 - ・ 地震発生直後に発表される津波警報・注意報等の精度には一定の限界があること
 - ・ 浸水想定区域外でも浸水する可能性があること
 - ・ 避難場所の孤立や避難場所自体の被災も有り得ること
 - ・ 津波は地形に影響されるため津波高や浸水域が変わってくること 等

第2章 災害予防対策

⑧家庭内での予防・安全対策

- ・ 3日分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄
- ・ 非常持出品(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等)の準備
- ・ 負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具等の転倒防止対策
- ・ 飼い主による愛玩動物との同行避難や避難所での飼養についての準備
- ・ 災害時の家族内の連絡・行動ルールを事前に決めること 等

⑨災害時に取るべき行動

- ・ 近隣の人々と協力して行う救助活動
- ・ 自動車運行の自粛
- ・ その他警報・注意報発表時や避難指示、避難勧告等の発令時に取るべき行動
- ・ 避難場所での行動 等

⑩その他

- ・ 正確な情報入手の方法
- ・ 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- ・ 山元町地域防災計画の概要
- ・ 災害時の家族内の連絡体制の確保
- ・ 帰宅困難者の発生を抑制するための「むやみに移動しないこと」 等

5 要配慮者及び旅行客等の一時滞在者（交流人口）への配慮

- 町は、防災知識等の普及に当たっては、高齢者、障害者、外国人等の要配慮者に配慮し、次の項目について実施・検討する。また、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮する。

- ア 障害者、高齢者等に対する災害常備品等の点検
- イ 介護者の役割の確認
- ウ 外国語のパンフレット等の作成・配布
- エ 避難に関わる指定緊急避難場所等を示す標識を設置する等の広報

6 災害時の連絡方法の普及

1 災害時通信手段の利用推進

- 東日本電信電話(株)宮城支店は、災害時の連絡方法として、公衆電話等の活用、災害用伝言ダイヤル(171)や災害用伝言板(web171)の利用推進を図る。
- 町は、その仕組みや利用方法等の周知に努める。

※町内公衆電話の位置については、資料13参照

第2章 災害予防対策

第1章 津波

第2章 津波

第3章 津波

第4章 津波

2 災害時通信方法の普及促進

- 携帯電話事業者各社は、災害用伝言板サービス、災害用音声お届けサービス、無線 LAN スポットにおける Wi-Fi 接続サービス等の普及を促進する。

7 相談窓口の設置

- 町は、地震・津波対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図る。

8 関係事業者等への防災知識の普及

- 町は、関係事業者に対し、防災訓練の積極的な参加促進を図る。
- 町及び海上保安部は、海上保安部海岸等の利用者に対しては、次により地震・津波災害への対応に関する指導を行い、防災知識の普及及び防災意識の向上を図る。
 - ア 防災に関する講演会を開催するほか、各種講習会を活用して防災に関する講習を行うとともに防災関係資料の配布等を行う
 - イ 各種行事を活用して防災関係資料の配布等を行う
 - ウ 宮城県海上保安部は、船舶への立入り検査や訪船指導に併せて防災関係資料の配布等を行う

1 船舶への防災知識の普及

- 町は、以下を基本として、あらかじめ地域特性に応じた避難ルールについて検討する。
 - ア 沖合で航行・操業中に津波警報等が発表されたら、直ちに陸から離れた水深の深い安全水域(以下、「沖」という。)へ避難すること
ただし、沖合であっても、海底地形、港形によって沖への避難が困難な地域では、陸上への避難を検討する
 - イ 沖へ退避した船舶は、津波警報、津波注意報が解除されるまで岸や港へは近づかないこと
 - ウ 港内で作業中(係留中)に津波警報、津波注意報が発表されたら、直ちに陸上の避難場所へ避難すること

9 津波によって浸水が予想される地域での防災知識の普及

1 津波ハザードマップの整備

(1) ハザードマップの作成・周知

- 町は、津波によって浸水が予想される地域として津波浸水想定を設定するとともに、当該津波浸水想定を踏まえて避難場所、避難路等を示す津波ハザードマ

第2章 災害予防対策

ップの整備を行い、住民等に対し周知を図る。

(2) ハザードマップの有効活用

- 町は、津波ハザードマップが地域の避難計画等に有効活用されるよう、その内容を十分検討する。
- 町は、地域が行う避難計画作成を支援する。

2 日常生活の中での情報揭示

(1) 円滑な避難を支援するための情報揭示

- 町は、過去の災害時や今後予想される津波による浸水域や浸水高、緊急避難場所（津波避難ビル等を含む）や避難路・避難階段の位置等をまちのいたる所に示すことや、蓄光石やライトを活用して夜間でも分かりやすく誘導できるように表示する等、住民が日常の生活の中で、常に津波災害の危険性を認知し、円滑な避難ができるような取組を行う。

(2) 浸水高等を示す場合の留意点

- 町は、浸水高等の「高さ」をまちの中に示す場合には、過去の津波災害時の実績水位を示すのか、あるいは予測値を示すのか、数値が海拔なのか、浸水高なのか等について、住民等に分かりやすく示すよう留意する。

3 観光客、海水浴客等の来訪者への周知

- 町は、観光客等の来訪者が多く見込まれる箇所や、津波による浸水が予想される地域の交通量が多く見込まれる道路等の沿線において、津波浸水域や浸水高、緊急避難場所（津波避難ビルや公園緑地（築山を含む）等）・避難所の位置や方向を示す表示をするなど、一時滞在者や通行車両（者）も津波災害の危険性を認知し円滑な避難ができるよう整備を行う。

10 ドライバーへの啓発

- 地震・津波発生時には、地震に伴う道路の損傷や一人ひとりの自動車の使用により渋滞を招く可能性があることなど、ドライバーに対し自動車による避難の危険性を徹底的に周知する。
- 町は、通行中の車両も可能な限り道路外へ駐車し徒歩避難とすることなど、やむを得ず道路に駐車して避難する場合には緊急車両等の通行の妨げとならないよう配慮し、ドアロックはせずにエンジンキーは付けたままとすることなど周知に努める。

※ただし、避難行動要支援者を支援する場合や、自動車避難を要する地区の車両の運転手に当たってはその限りではない

第2章 災害予防対策

第1章 津波

第2章 津波

第3章 津波

第4章 津波

1.1 企業への啓発

- 町は、従業者等の防災意識の向上を図るための啓発活動を行うとともに、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけや防災に関するアドバイスを行うよう努める。
- 町は、事業所における災害対策として、概ね次の事項について指導する。
 - ア 倒れたり、落下するおそれのある看板、ガラス窓等は、できるだけ早く改修するとともに機械類、事務機、ロッカー等は、動かないように壁や床に固定する
 - イ 消火や避難のための施設や設備は、常時使用できるように点検・整備する
 - ウ 救急医薬品や食料品等の非常用品をあらかじめ準備する
 - エ 事業所間の情報連絡体制、消火活動の応援協力体制を整備する
 - オ 従業員に対し、消火器の使用方法、避難等についての訓練を実施する

1.2 社会教育施設や防災拠点の活用

- 町は、公民館等の社会教育施設を活用する等、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図る。
- 町は、防災拠点に防災教育の機能を有する設備を整備し、平常時から防災教育を行うための拠点としての活用に努める。
- 町及びに教育委員会は、生涯学習の中に防災関係の事項を取り上げるほか、防災関連の講座等を実施し、津波防災上必要な知識の普及に努める。

1.3 学校等教育機関における防災教育

- 学校等教育機関は、町と連携し、住んでいる地域の特徴や過去の地震の教訓等を踏まえた継続的な防災教育に努める。
- 防災教育においては、「みやぎ学校安全基本指針」に基づき、自然災害等の危険を回避する力と他者や社会の安全に貢献できる心の育成に努める。なお、実施にあたっては、各校の防災主任等と連携する。
- 児童生徒等及び指導者に対する防災教育
 - ア 児童生徒等に対する防災教育
 - (ア) 学校等においては、地域の実情を踏まえた学校安全計画等を策定し、児童生徒等の発達段階に応じた防災教育を行い、防災に関する知識の普及啓発、防災意識の内面化を図る
 - (イ) 地理的要件など地域の実情に応じ、地震等様々な災害を想定した防災教育の充実を学校と連携を図り行う
 - (ウ) 災害時に一人ひとりがどのように行動すべきかなどを自ら考え、学習させる「自主的に行動することができるための防災教育」や、学校と地域

第2章 災害予防対策

合同の避難訓練や避難所開設訓練への参加等を通じた「地域と連携した実践的な防災教育」を中心とした指導を行う

実施に当たっては、登下校時等校内外も含めたあらゆる場面を想定しつつ、授業等による指導や避難訓練等の体験的学習の充実に努める

イ 指導者に対する防災教育

(ア) 指導のための手引書等の作成・配布及び避難・救助等に関する研修会を通して、指導者への防災教育を行い、資質向上を図る

- 教育委員会及び生涯学習関係団体は、住民向けの各種講座で防災に関する内容を取り入れ、地域住民に対する防災意識の啓発・普及を図る。
- 町及び教育委員会は、防災教育及び防災体制の充実にために防災主任を配置するとともに、地域の拠点となる学校には防災担当主幹教諭等を通じて、防災教育計画の立案・実践及び校内研修の企画・実施を行い、防災教育の推進や学校の防災機能の整備を図る。
- 町及び教育委員会は、「みやぎ学校安全基本指針」を基にして、学校における体系的な防災教育に関する指導内容の整理、防災意識の向上に向けた学校教育の現場における取組方針や指導の手引き等の整備、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努める。
- 町及び教育委員会は、各学校等において、防災主任、防災担当主幹教諭を中心に、学校防災計画や学校防災マニュアルの策定が行われるよう促すとともに、児童生徒等への防災意識の内面化や校内研修の企画・実施等防災教育及び防災体制の推進について、積極的に支援を行う。

14 幼児教育による普及

- 町は、幼稚園、保育所の幼児に対し、教育活動を通じ、幼年消防クラブの結成を推進し、地震、火災等に対する基礎的知識の普及に努める。

15 町民の取組み

- 町民は、過去の災害から得られた教訓の伝承に努め、また、自らも災害に備える手段を講ずるとともに、自発的な防災活動に参加し、防災意識の向上を図る。
- 「自助」「共助」の意識を持ち、一人ひとりが平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には自らの身の安全を守るよう行動し、災害時には、初期消火、近隣の負傷者を救助する等の、防災への寄与に努める。

1 食料・飲料水等の備蓄

- 概ね3日分に相当する量の食料及び飲料水等の備蓄、非常持出や定期的な点検、玄関や

第2章 災害予防対策

寝室への配置などに努める。

2 家具等の転倒対策

- 家具・塀等の転倒防止対策や、寝室等における家具の配置の見直しなどに努める。

3 家族内連絡体制の構築

- 発災当初の安否確認等によるふくそうを回避するため、災害用伝言板（web171）や災害用伝言ダイヤル（171）、SNS等の利用など、複数の手段による災害時の家族内の連絡体制の確保に努める。

4 防災訓練への参加

- 地域で実施する防災訓練への積極的参加による、初期消火などの技術の習得や地域内での顔の見える関係の構築に努める。

5 防災関連設備等の準備

- 非常用持出袋の準備、消火器等消火資機材や住宅用火災警報器の設置、その他防災関連設備等の整備に努める。

16 地域の取組み

1 防災マップの作成

- 避難場所、避難所や避難路、地域の危険箇所等を記載した防災マップを作成し、危険箇所の把握に努める。

2 避難行動要支援者の把握、避難所運営訓練の実施

- 地域内の高齢者や障害者等、援護を必要とする方の居場所を確認し、日頃から避難誘導を速やかに行える体制を構築する。

3 災害時の情報取得方法の確認と地域内での共有

- 日頃から地域内でコミュニケーションを密にとり、地域内で情報が届いているか確認し、要配慮者をはじめ地域住民に情報が伝達されているか把握に努める。

17 災害教訓の伝承

1 資料の収集及び公開

- 町は、国と連携し、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えて

第2章 災害予防対策

いくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努める。

2 伝承機会の定期的な実施

- 町は、学校等教育機関、企業、NPO法人等と相互に連携し、過去の災害の脅威や体験談等を語り継ぐ機会の定期的な実施等により、町民が自ら災害教訓の伝承に努め、過去の災害を風化させず、防災意識を啓発するよう努める。

3 伝承の取組

- 町民は、自ら災害教訓の伝承に努める。
- 町は、災害教訓の伝承の重要性についても啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、町民が災害教訓を伝承する取組を支援する。

第2章 災害予防対策

第1章 津波

第2章 津波

第3章 津波

第4章 津波

第9節 地震・津波防災訓練の実施

主な実施担当	全課
防災関係機関等	全機関

1 方針

町は、地震・津波発生時に、県・関係機関及び地域住民等と連携を図りながら、初動体制、応急対策が速やかに実施できるよう、また、防災知識の普及、向上を図ることを目的として、現地において計画的に地震・津波防災訓練を実施する。

2 訓練の実施及び参加

- 町長は、法令及び本計画の定めるところにより、単独又は県及び防災関係機関と共同して防災訓練を実施する。
- 防災訓練は、町及びその他の防災関係機関の職員のほか、住民その他関係ある団体の参加、協力により実施する。
- 訓練の方法として、展示型の訓練だけでなく、ハザードマップ等を活用し、より実際の災害に近い状況で実践的な災害対応能力の向上を図る図上訓練について、町は、県及び防災関係機関の指導・協力を得て、実施に努める。

3 防災訓練の実施とフィードバック

1 定期的な実施

- 町は、定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れる等、住民の津波発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図る。

2 地域の実情に応じた内容

- 町は、防災訓練を少なくとも年1回以上実施し、地震発生から津波襲来までの円滑な津波避難（自動車での避難等を含む）のための災害応急対策について盛り込む等、地域の実情に応じた内容とする。また、避難行動に支障を来すと考えられる冬期における実施についても配慮する。

第2章 災害予防対策

3 具体的かつ実践的な内容

- 町は、津波災害を想定した訓練の実施に当たり、津波到達時間の予測は比較的正確であることを考慮しつつ、最大クラスの津波（東日本大震災と同規模）やその到達時間を踏まえた具体的かつ実践的な訓練を行うよう努める。

4 目的及び内容の明確な設定

- 町は、防災訓練を行うに当たり、訓練の目的を具体的に設定し、訓練内容を明確にしたうえで、津波及び被害の想定を明らかにするとともに、あらかじめ設定した訓練効果が得られるよう、訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境等について具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込む等実践的なものとなるよう工夫する。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意する。

5 課題の発見

- 町は、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努める。

6 フィードバック

- 町は、訓練後には訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努める。

4 訓練の種類及び目的

- 町は、突発的災害の発生に備え、町内の防災体制の確立を図るための訓練を定期的又は随時に実施するとともに、次のように実動訓練を行う。なお、各訓練の実施基準の詳細は、事前に関係機関と協議し、その都度定める。

1 総合防災訓練

- 町は、6月12日（みやぎ県民防災の日）及び9月1日（防災の日）及び11月5日（津波防災の日）等に、地域住民の参加する総合防災訓練を実施する。訓練内容は次のとおりとし、自衛隊、海上保安庁といった防災関係機関等の参加も得ながら自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、ボランティア団体及び多様な世代から多数の住民が参加し、要配慮者に配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点への配慮やボランティア活動等、災害状況や被害想定、重点訓練項目を明確にし、より実践的な訓練内容となるよう努める。訓練実施後は、訓練結果について事後検討を行う。
- 町は、大規模な訓練だけではなく、コミュニティ単位で住民等の工夫を取り入れながら

第2章 災害予防対策

行う小規模な訓練についても、普及を図るとともに、複合災害を想定した訓練の実施についても検討する。また、東日本大震災を踏まえて、広域災害時は沿岸部と内陸部の協力、隣接行政区との連携等、地域全体を意識した訓練についても検討する。

(1) 訓練内容

- ア 災害対策本部運用訓練
- イ 職員招集訓練
- ウ 通信情報訓練
- エ 災害関連情報伝達訓練
- オ 広報訓練
- カ 火災防御訓練
- キ 緊急輸送訓練
- ク 公共施設復旧訓練
- ケ ガス漏洩事故処理訓練
- コ 避難訓練（車での避難等を含む）
- サ 救出救護訓練
- シ 警備、交通規制訓練
- ス 炊き出し、給水訓練
- セ 防潮堤の水門、陸閘等の締切操作訓練
- ソ 仮設トイレの設置訓練
- タ 自衛隊災害派遣訓練
- チ 避難所運営訓練
- ツ その他

2 消防訓練

消防機関の出動（操法、放水等含む。）、避難誘導、救出救助、通信連絡等を織り込んだ訓練とし、火災危険知育を主として、建物火災防御、林野火災防御等を実施する。

3 避難訓練

- 町は、水防訓練、消防訓練等と併せて実施し、避難の指示、誘導、伝達方法等の訓練とする。
- 町は、住民を対象とした各種災害の避難訓練を実施する。
- 教育委員会及び各学校長は、管理する施設に係る避難計画を定め実施する。
- 町は、社会福祉施設、要配慮者関連施設、病院、旅館、娯楽施設等多数の者が集まり、又は居住する施設の管理者に対し、避難訓練の実施について指導協力する。

第2章 災害予防対策

4 各施設応急復旧訓練

- 交通、電力、通信、水道等の社会活動上重要な施設の管理者は、災害時におけるその施設の応急復旧が迅速かつ円滑に行われるよう訓練を実施し、町もこれに協力する。

5 通信訓練

- 町は、災害が発生した場合に、非常無線通信が十分な効果が発揮できるよう、平常時の通信から災害通信への迅速かつ的確な切り替え、通信途絶等の連絡の確保、通信内容の確実な伝達、通信機器の修理等について訓練を行う。
- 町及び非常通信協議会を構成する各機関は、災害時における防災関係機関相互の通信連絡を迅速かつ確実に行うため、原則として年1回以上非常通信訓練を実施する。

6 非常招集訓練

- 町は、突発的な災害の発生に備え、災害対策本部設置等防災活動組織の整備を図ることを目的とし、必要な職員等を迅速かつ確実に招集でき得るよう訓練を実施する。

5 訓練方法

- 町は、関係機関と相互に連絡を取りながら、単独又は他の機関と共同して、前期の訓練を個別に又は合同で、最も効果的な方法で行う。

6 訓練結果の評価・総括

- 町は、訓練実施後には課題等実施結果を記録・評価し、訓練を実施したことによって判明した防災活動上の問題点・課題を整理するとともに、今後の防災訓練の実施要領等の改善に活用する。

7 隣接市町等が実施する防災訓練への参加

- 町は、隣接市町及び他の機関が実施する防災訓練に積極的に参加・協力して、災害時の応援協力体制を確立する。

8 防災関係機関の防災訓練

- 防災関係機関は、災害時における自らの役割を中心に、少なくとも年1回以上定期的に防災訓練を行い、あるいは町の実施する訓練に積極的に参加することとし、訓練実施に際しては次の事項に配慮し、町もこれに連携し、協力する。

第2章 災害予防対策

第1章 津波

第2章 津波

第3章 津波

第4章 津波

1 実践的かつ効果的な訓練の推進

- 訓練実施において重要となる状況設定及び被害想定並びに応急対策として講ずるべき事項については、過去の大震災の教訓を踏まえ、より実践的かつ起こり得る最悪の事態を想定して作成し、訓練を行う。

2 防災関係機関の多数参加・連携する訓練の実施

- 組織を超えた防災対策を推進していくためには、各主体単独による訓練だけでなく、できる限り多くの機関と連携し、訓練の実施を通じて相互の補完性を高めていく。

3 災害被害を軽減する防災訓練の工夫・充実

- 住民が積極的に防災訓練に参加することや、自らの災害に対する準備を充実させることのできるような訓練内容の工夫・充実に努める。

4 男女共同参画及び要配慮者の視点に立った訓練の実施

- 訓練の実施に当たっては、男女共同参画の視点を取り入れ、女性の積極的な参加が得られるよう努めるとともに、要配慮者の視点に立ち、要配慮者本人の参加を得て避難所への避難誘導訓練等を行うこと等に努める。

5 訓練の客観的な分析・評価の実施

- 訓練終了後には、参加者の意見交換、訓練見学者等からの意見聴取等を通じ訓練の客観的な分析・評価を行い、課題等を明らかにしたうえで、必要に応じ訓練のあり方、防災マニュアル等の見直し等を行い、実効性のある防災組織体制等の維持、整備を図る。

9 学校等の防災訓練

- 津波によって浸水が予想される地域に所在する学校等は、大津波警報、津波警報発表を想定し、浸水が予想される地域の外側、若しくは津波避難ビル等、津波に対し安全な場所への避難訓練を実施する。
- 校内外活動(自然体験学習、校外学習を含む)等で海浜部を利用する場合は、事前に津波防災学習を実施するとともに、避難訓練の実施に努める。
- 津波災害を想定し、地域、保護者と連携した防災訓練を実施する。
- 避難訓練を実施する際には、障害のある児童生徒等も円滑に避難することができるよう配慮する。
- 津波によって浸水が予想される地域以外の学校等も含め、大津波警報、津波警報発表の際、学校等が避難場所や避難所となることを想定し、町は学校等と連携して避難所運営訓練を実施する。

第2章 災害予防対策

第1章 津波

第2章 津波

第3章 津波

第4章 津波

10 企業の防災訓練

- 企業は、津波警報発表を想定し、浸水が予想される地域の外側、若しくは津波避難ビル等、津波に対し安全な場所への避難訓練を実施する。
- 企業が、津波避難ビル等として指定されている場合は、大津波警報、津波警報発表の際、企業が一時的な避難場所となることを想定し、避難場所の運営訓練を実施する。
- 企業は、災害発生時に備え、町及び各自主防災会、地域住民の方々並びに各企業・事業所による防災、被害軽減のため「地域で助けあう共助」の体制を構築するための合同訓練の実施に努める。

(1) 訓練内容

- ア 避難訓練
- イ 消火訓練
- ウ 救急救命訓練
- エ 災害発生時の安否確認方法
- オ 災害発生時の対応(帰宅抑制事態、帰宅方法、自宅待機等)
- カ 災害時の危険物、有害物の漏洩等の対処訓練
- キ 災害救助訓練
- ク 町、自主防災会等、他企業との合同防災訓練
- ケ 施設・設備使用不能の場合の対応訓練

第2章 災害予防対策

第10節 地域における防災体制

主な実施担当	危機管理室
防災関係機関等	山元町消防団、山元町民生委員児童委員協議会、自主防災会連絡会、山元町婦人防火クラブ、その他防災関係機関

1 方針

大規模な地震・津波発生時における多様な活動を実施するには、住民自らが「自らの身・自分たちの地域は自分たちで守る」という意識のもとに行動することが必要である。大規模災害が発生した場合の被害の拡大を最小限に止めるには、消防団、地域住民、事業所等の災害時における迅速かつ的確な行動が重要である。このため、地域住民等による自主防災組織等の育成・強化を図り、消防団及び水防団とこれらの組織との連携等を通じて地域コミュニティにおける防災体制の充実を図る。また、研修の実施等による防災指導員の育成、多様な世代が参加できるような環境の整備等により、これらの組織活動の日常化や防災訓練等の実施を促進する。

2 地域における自主防災組織の果たすべき役割

1 自主防災組織の必要性

- 地震・津波による被害の防止又は軽減を図るためには、住民の自主的な防災活動として出火防止、初期消火、被災者の救出救護、避難等を行うことが必要であり、特に高齢者、障害者等要配慮者の所在を把握し、救出救護体制を整備する等配慮が必要である。

2 自主防災組織の活動に当たって

- 住民自身の災害に対する知識の向上や、防災資機材の円滑な活用により、自主防災組織の活動を支える。

3 自主防災組織の育成・指導

- 町は災害対策基本法第5条第2項の規定に基づき、自主防災組織育成の主体として位置付けられており、その組織化に積極的に取り組まなければならない。
- 町は、全行政区において自主防災組織を立上げるとともに、地域の自主防災組織の連携強化を図るため、これら自主防災組織の連合会（山元町自主防災会連絡会）を設立している。このほか、婦人防火クラブ、幼年消防クラブ等がある。
- 町は、これらの自主防災組織の育成、指導を積極的に推進する。
- 町は、行政区等に対する指導助言を積極的に行い、組織率の向上と実効ある自主防災組

第2章 災害予防対策

織の育成に努める。

- 町は県と協力し、地域の“防災リーダー”等を育成するために、研修会、講習会等を開催し、地域における自主防災組織の推進を図る。
- 多様な世代が参加できるような環境の整備を行い、これらの組織の日常化、訓練の実施を促進する。その際、女性の参画の促進に努める。
- 町は、自主防災組織の育成、強化を図るため、組織の核となるリーダーに対して研修を実施する等により、組織の日常化、訓練の実施を促す。その際、女性の参画の促進を図る。
- 自主防災組織、婦人防火クラブの行う防火・防災訓練に参加した者が、当該訓練に起因する事故により傷害を受けた場合の損害補償及び災害補償等のため、共済制度の加入推進を図る。
- 自主防災組織の円滑な活動を期するため、平常時においては自主防災組織の研修・訓練の場となり、災害時には、避難、備蓄等の機能を有する活動の拠点となる施設の整備を図る。
- 町は、自主防災組織の円滑な活動を期するため、災害時に必要な防災資機材（発電機、投光機、毛布等）の整備、役場と自主防災組織との連絡手段の確保（防災行政無線（移動系）等）を図る。

自主防災組織の現況

（平成25年4月1日現在）

名 称	会員数（人）	発足年月日
山元町自主防災会連絡会	4,709	平成17年10月11日
山元町婦人防火クラブ連合会	2,565	昭和55年4月1日
つくし幼年消防クラブ（山元町南保育所）	50	昭和59年4月10日
ひまわり幼年消防クラブ（山元町北保育所）	80	昭和59年4月10日
こじか幼年消防クラブ（やまもと幼稚園）	120	平成4年2月28日
ふじ幼年消防クラブ（ふじ幼稚園）	113	平成4年10月28日

4 自主防災組織の活動

- 自主防災組織は、町と協力し、「自分たちの地域は自分たちで守る」という精神のもとに、平常時及び災害発生時において次の活動を行う。
- 警察は、地域住民による地域安全活動の中核となる自主防犯組織に対して、防犯診断等訓練の実施、防犯パトロール等地域安全活動の諸活動に使用する資機材の整備等に関し、

第2章 災害予防対策

助成・支援を行う。

1 平常時

(1) 訓練の実施等

ア 防災訓練への参加

災害が発生したとき、住民が適切な措置を取ることができるよう、町等が実施する防災訓練へ参加する

イ 防災知識の普及

災害の発生を防止し、被害の軽減を図るためには、住民一人ひとりの日頃の備え及び災害時の的確な行動が大切であることから、集会等を利用して防災に対する正しい知識の普及を図る

ウ 消火訓練の実施

火災の拡大、延焼を防ぐため、消防用機器を使用して消火に必要な技術等を取得する

エ 避難訓練の実施

避難の要領を熟知し、避難場所まで迅速かつ安全に避難できるよう実施する

オ 救出・救護訓練の実施

崖崩れ等により下敷きになった者の救出活動及び負傷者に対する応急手当の方法等を習得する

カ 避難所開設・運営訓練の実施

災害発生時に迅速かつ円滑な避難所開設・運営を行うため、町担当者や施設管理者と協力し、必要なノウハウの習得に努める

(2) 防災点検の実施

- 災害が発生したときに被害の拡大の原因となるものが多く考えられるため、自主防災組織として定期的に地域における防災点検を実施する。

(3) 防災用資機材の整備・点検

- 自主防災組織は、災害時に速やかな応急活動が出来るよう資機材の整備に努め、また、整備した資機材については日頃から点検を実施し、非常時の早急な使用に耐えるように保管する。

(4) 避難行動要支援者の情報把握・共有

- 要配慮者のうち、災害時に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を必要とする者（以下、「避難行動要支援者」という。）の適切な避難誘導や安否確認を行うため、地域住民や民生委員等の協力を得ながら、平常時より、情報の把握及び関係者との共有に努める。

第2章 災害予防対策

2 地震・津波発生時

(1) 情報の収集・伝達訓練

- 自主防災組織は、地域内に発生した被害の状況を迅速かつ正確に把握して町へ報告するとともに、防災関係機関の提供する情報を伝達して住民の不安を解消し、的確な応急活動を実施するため、あらかじめ次の事項を決めておく。
 - ア 地域内の被害情報の収集方法
 - イ 連絡を取る防災関係機関
 - ウ 防災関係機関との連絡のための手段
 - エ 防災関係機関の情報を地域住民に伝達する責任者及びルート

(2) 出火防止及び初期消火

- 家庭に対しては、火の元の始末等出火防止のための措置を講ずるように呼びかけるとともに、火災が発生した場合、消火器、水バケツ等を活用し、隣近所が相互に協力して初期消火に努める。

(3) 救出・救護活動の実施

- 崖崩れ、建物の倒壊等により負傷者が発生したときは、自らの安全を確保しつつ、救出用資機材を使用して速やかに救出活動を実施する。また、自主防災組織を以ってしても救出できない者については、防災関係機関による救出活動の円滑な実施に必要な情報の提供等を行う。さらに、負傷者に対しては救護所等へ搬送するとともに、応急手当を実施する。

(4) 避難の実施

- 町長の避難勧告・避難指示又は警察官等から避難指示が発令された場合には、住民に対して周知徹底を図り、迅速かつ円滑に避難場所に誘導する。避難の実施にあたって、次の点に留意する。
 - ア 避難誘導責任者の安全確認
 - (ア) 市街地（火災、落下物、危険物）
 - (イ) 山間部、起伏の多いところ（崖崩れ、地すべり）
 - (ウ) 海岸地域（津波）
 - (エ) 河川（決壊、氾濫）
 - イ 代替避難路の検討
 - ウ 携帯品のチェック
 - エ 円滑な避難行動がとれるよう、荷物はあらかじめ用意しておいた必要最小限度のものとする
 - オ 高齢者、障害者、その他自力で避難することが困難な避難行動要支援者に対

第2章 災害予防対策

しては、地域住民の協力のもとに避難させる

(5) 避難所開設・運営への参画

- 災害発生時には、町の担当職員が被災し避難所への参集が遅れること等も想定されることから、避難所の設置・運営において自主防災組織を中心とした住民が主体的に参画するよう努める。

(6) 給食・救援物資の配布及びその協力

避難が長期間にわたり、炊き出しや救援物資の支給が必要な時には、組織的な活動が不可欠である。

- 自主防災組織は、町と連携し炊き出しを行うほか、町が実施する給水、救援物資の配布活動に協力する。

5 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

- 町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として町防災会議に提案する等、町と連携して防災活動を行う。
- 町は、地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、町地域防災計画に地区防災計画を定める。

第2章 災害予防対策

第11節 ボランティアの受入れ

主な実施担当	保健福祉課、
防災関係機関等	山元町社会福祉協議会

1 方針

東日本大震災及び近年の各種災害において、ボランティア活動は、個人のほか専門技能グループを含む組織が、援助、救急等の災害応急活動に従事するとともに、被災者の生活の維持・自立を支援する等、災害発生直後から復興過程において大きな役割を果たした。住民のボランティア活動への関心は広く定着してきており、災害が発生した場合、被災者の救援活動を希望するボランティアからの申し出が予想される。

町は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、このようなボランティア活動組織を積極的に支援するとともに、専門的知識や技術を有したボランティアの育成等に努め、災害時におけるボランティア活動の実効を確保するため、民間団体等と行政機関との間で、ボランティアの受入れや登録等に関する機能分担をあらかじめ十分調整する。

※町と社会福祉協議会では平成16年に「大規模災害時における災害ボランティアセンターの設置・運営に関する覚書」を締結している。東日本大震災での経験をもとに、随時、覚書の内容について見直し、相互の体制等に十分配慮し、所掌事務や連絡系統について明確化する。

2 ボランティアの役割

ボランティアの役割の主なものは、次のとおりである。

1 生活支援に関する業務

- (1) 避難所及び災害ボランティアセンターの運営補助
- (2) 炊き出し、食料等の配布
- (3) 救援物資等の仕分け、輸送
- (4) 高齢者、障害者等の介護補助
- (5) 泥かき、瓦礫整理等の清掃活動
- (6) 在宅避難者支援
- (7) 児童、生徒等の運動・学習支援
- (8) その他の被災地での軽作業

第2章 災害予防対策

第1章 津波

第2章 津波

第3章 津波

第4章 津波

2 専門的な知識を要する業務

- (1) 救護所等での医療、看護、保健予防
- (2) 被災建築物の応急危険度判定
- (3) 被災宅地の危険度判定
- (4) 外国人のための通訳
- (5) 被災者へのメンタルヘルスケア
- (6) 高齢者、障害者等への介護
- (7) アマチュア無線等を活用した情報通信業務
- (8) 公共土木施設の調査
- (9) 災害ボランティアコーディネート
- (10) IT機器のネットワーク構築とIT機器を利用した情報収集・処理
- (11) その他専門的な技術・知識が必要な業務

3 災害ボランティア活動の環境整備

- 町は、日本赤十字社、社会福祉協議会等やボランティア関係団体との連携を図り、災害時において災害ボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。その際、平常時の登録、研修制度、災害時における災害ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、災害ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について、整備を推進する。

4 ボランティアの登録・育成

- 町は、このボランティアが被災者のニーズに応じて円滑に活動できるよう、平常時から環境づくりを行い、有効な活用を図る。
 - ア 災害が発生した場合に被災地において救援活動を行うボランティアを町社会福祉協議会において登録、把握するとともに、関連情報の提供及び連絡調整を行う
 - イ 災害ボランティアの活動拠点の確保について、町社会福祉協議会と協働し、支援を行う
 - ウ 災害関係NPO法人や日本赤十字社宮城県支部等、関係機関との連携に努める

5 一般ボランティアの受入れ体制

1 一般ボランティアの受入れ体制づくり

- 山元町社会福祉協議会は、厚生労働省防災業務計画において、災害時はボランティア活

第2章 災害予防対策

動の第一線の拠点として、被災者ニーズの把握や具体的活動内容の指示、必要な物資の提供等を行うこととされている。

- ▶ 一般ボランティアの受入れは、山元町社会福祉協議会が中心となって担うものとし、災害の発生時には山元町社会福祉協議会が中心となって、速やかに災害ボランティアセンターが立上げられるよう、平常時から行政、関係団体等の協力も得ながら、次のような準備、取組を行う。

(1) ボランティアコーディネーターの養成

災害が発生したらボランティアがすぐに活動ができるように、被災者、地域住民、行政機関とボランティアを的確に結びつける調整役として、平常時から災害ボランティアコーディネーターを養成する。

(2) ボランティア受入れ拠点の整備

災害ボランティアセンターの設置場所の決定、責任者の決定や担当者の役割分担、地域住民との連携、通信手段の確保や情報の受発信のルートの検討、資機材のリストアップと調達方法の確認、ボランティアの受入れ手順確認や書式の作成、活動資金の確保等、具体的な準備を行う。また、平常時から必要な訓練を実施する。

(3) 災害ボランティア関係団体とのネットワーク整備

災害ボランティア活動支援体制に関する定期的な検討、情報交換等を行う場として、町、山元町社会福祉協議会、日本赤十字社宮城県支部、NPO・ボランティア団体等とのネットワークの整備・構築に努める。

(4) 受入れ体制の整備

ボランティアに対するニーズと活動とのマッチングについて、あらかじめ災害時に想定されるボランティア業務の整理を行うとともに、必要とされるボランティアの活動内容をホームページ等で情報発信するための環境整備やボランティアの事前登録制度の活用等により、ボランティア受入れのための体制を構築するよう努める。

2 行政の支援

- ▶ 町は、一般ボランティアの受入れに必要な環境整備やリーダーの養成などの体制づくりについて、山元町社会福祉協議会、災害関係NPO団体等と連携して実施するとともに、必要な活動支援を行う。
- ▶ 町は、災害時に活動が期待されるボランティア関係団体との協働を視野に入れ、必要な調整・支援を行う。

6 専門ボランティアの育成及び登録

第2章 災害予防対策

第1章 津波

第2章 津波

第3章 津波

第4章 津波

- 町は、災害時の応急活動に必要な専門的な知識・技術をもった専門的ボランティアの育成について、町内のボランティア団体と協力し、専門の教室・講座等を開催し育成に努める。

1 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定

- 町は、こうした判定作業にボランティアで従事する建築士等を判定士として養成し、登録するとともに、宮城県建築物等地震対策推進協議会の活動を通して、判定コーディネーターとの調整に努める。

※被災建築物応急危険度判定：地震で被災した建築物について、被災宅地危険度判定は地震で被災した宅地について、それぞれその後の余震等による二次災害の防止を目的として、その安全性を判定するものである。

2 防災エキスパート制度

- 公共土木施設の調査、計画、施工、行政上の事務処理、施設の維持管理等に長年携わった人（防災エキスパート）に、町の専門的な分野でのボランティア活動を要請する。

※防災エキスパート制度：東北地方整備局が発足させたものである。

3 災害時の通訳ボランティア

- 町は、大規模な災害が発生した場合、外国人の言葉の問題に対し町の職員だけでは十分な対応ができないため、災害時において通訳ボランティアとして活動できる方を一般から募集する。

7 民間団体等への応援要請

- 町は、亘理郡医師会、建築士協会等様々な民間の専門団体等と、災害時にはこれらの団体の協力を得て、万全の応急対策がとれるよう、災害時の応援要請を依頼する。
- 町は、災害時に事業所の協力も得られるよう、日頃から事業所に対して防災活動への協力を依頼する。

8 ボランティアの保険

- 災害時のボランティア活動に際し、ボランティアが負傷したときには、ボランティアへの補償をどうするかが問題になる。現在、国、県や損害保険会社等で検討が進められており、町は、これらの動きを踏まえながら、ボランティア保険の導入について検討する。
- ボランティアの受入れ窓口は、山元町社会福祉協議会が担当するため、ボランティアの保険加入については、山元町社会福祉協議会にて対応する。

第2章 災害予防対策

第12節 企業等の防災対策の推進

主な実施担当	産業振興課
防災関係機関等	亘理山元商工会

1 方針

企業等は、従業員、利用者等の安全を守るとともに、地域における災害が拡大することのないよう確かな防災活動を行う必要がある。特に、大規模な地震・津波災害が発生した場合には、行政や住民のみならず、企業等における組織的な応急活動が災害の拡大を防ぐうえで重要である。

消防法の定めにより消防計画を作成している事業所は、計画で定める自衛消防組織を運用し、関係地域の自主防災組織等と連携を図りながら、地域の防災活動及び安全の確保に積極的に努める。また、法的定めのない企業所にあってもこれらに準じ、地域の安全確保に努める。

2 企業等の役割

- 企業等は、直接の防災関係機関ではないが、地震・津波発生の際には組織自らが被害を受けるおそれのあることから、企業各々の防災知識等の普及は重要である。
- 町は、防災訓練等の機会を捉え、訓練への参加等を呼びかける。また、企業等自らも防災訓練を積極的に実施する。

1 企業等の活動

(1) 企業等の防災上の位置づけ

- 企業等は、直接の防災関係機関ではないが、地震発生の際には組織自らが被害を受けるおそれがあることから、企業各々の防災知識等の普及は重要である。また、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、防災活動を推進する必要がある。

(2) 事業継続上の取組の実施

- 企業等は、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努める。
- 企業等は、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、予想被害からの事業復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応の手順化、物品調達先の確保等を行うなど、事業継続

第2章 災害予防対策

マネジメント（BCM）の取組を通じて防災活動の推進に努める。

- 特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関等災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、国及び地方公共団体が実施する企業との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。

（3）事業継続計画（BCP）の策定

事業継続計画（BCP）においては、災害発生後の緊急時対応（人命救助、安否・安全確認等）と復旧対応（片付け、施設・設備復旧等）を区分し、規定するとともに、平常時から継続して対応すべき業務についても配慮したものとする。

（4）帰宅困難者対策の実施

地震発生時に公共交通機関が運行を停止した場合、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者の発生が懸念される。

- 企業等は、「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策の基本原則のもと、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資を備蓄する等の、帰宅困難者対策を講ずるよう努める。

2 町及び防災関係機関の役割

（1）防災に関するアドバイスの実施

- 町及び防災関係機関は、企業を地域コミュニティの一員として捉え、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスを行う。

（2）企業防災の取組支援

- 町は、企業防災の取組に資する情報の提供等を進めるとともに、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（BCP）策定及び事業継続マネジメント（BCM）構築等に向けた企業からのニーズへの対応に取り組む。

3 企業等の防災組織

1 自衛消防組織を設置する事業所

法令により防災計画を作成し、自衛消防組織を設置する事業所は次のとおりである。

- ア 医療機関等多数の人が利用する事業所
 - イ 危険物の貯蔵所、取扱所
 - ウ 多数の従業員がいて、組織的に防災活動を行う必要がある事業所
 - エ 雑居ビル等、共同防火管理を必要とする事業所
- 企業等における防災対策及び防災活動は、概ね次の事項について、それぞれの実情に応

第2章 災害予防対策

第1章 津波

第2章 津波

第3章 津波

第4章 津波

じて行う。

- (1) 防災訓練
- (2) 従業員等の防災教育
- (3) 情報の収集・伝達体制の確立
- (4) 火災その他災害予防対策
- (5) 避難対策の確立
- (6) 応急救護
- (7) 飲料水、食料、生活必需品等、災害時に必要な物資の確保
- (8) 施設耐震化・耐浪化の推進
- (9) 施設の防水化の推進
- (10) 施設の地域避難所としての提供
- (11) 地元消防団との連携・協力
- (12) コンピュータシステム及びデータのバックアップ
- (13) 大型の什器・備品の固定

第2章 災害予防対策

第13節 津波監視体制・伝達体制の整備

主な実施担当	危機管理室、農業基盤整備推進室、まちづくり整備課
防災関係機関等	仙台管区気象台

1 方針

津波発生の際に速やかに警戒体制がとれるよう、津波監視・観測体制の整備や情報を迅速に伝達できる体制の整備を図る。

2 津波の観測、予報体制の整備

- ▶ 仙台管区気象台では、地震及び震度観測点や津波観測施設等の整備を行い、観測結果に基づく迅速な津波警報・注意報、津波情報等の発表及び伝達に努める。
- ▶ 仙台管区気象台は、地震が発生したときは地震の規模や位置を即時に推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に津波警報等を発表する。なお、大津波警報については津波特別警報に位置付けられる。
- ▶ 津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は数値で発表する。ただし、地震の規模(マグニチュード)が8を超えるような巨大地震は地震の規模を数分内に精度よく推定することが困難であることから、推定した地震の規模が過小に見積もられているおそれがある場合は、予想される津波の高さを定性的表現で発表する。予想される津波の高さを定性的表現で発表した場合は、地震発生からおおよそ15分程度で、正確な地震規模を確定し、その地震規模から予想される津波の高さを数値で示した更新報を発表する。

第2章 災害予防対策

津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ予想の区分	発表される津波の高さ	
			数値での発表	定性的表現での発表
大津波警報 (特別警報)	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m<高さ	10m超	巨大
		5m<高さ≤10m	10m	
		3m<高さ≤5m	5m	
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	1m<高さ≤3m	3m	高い
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	0.2m≤高さ≤1m	1m	(表記なし)

※ 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう

(2) 津波警報等の留意事項

- ア 沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある
- イ 津波警報等は、最新の地震・津波データの解析結果に基づき、内容を更新する場合がある
- ウ 津波による災害のおそれがなくなると認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある

3 津波監視体制の整備

1 津波観測機器の維持・整備

- 防災関係機関は、津波襲来の直前監視を行うため、潮位計、水圧計、超音波式津波監視装置等の津波観測機器の維持・整備に努める。

第2章 災害予防対策

第1章 津波

第2章 津波

第3章 津波

第4章 津波

4 潮位観測体制の確立

- 町は、津波等の注意報、警報が発表され、又は海面に異常を認めた場合の沿岸住民に対する広報、避難誘導等の措置が適切に講じられるよう、超音波式津波監視装置等の津波計の設置に努め、県と協議を進めながら潮位観測体制の確立を図る。
- 町は、沿岸住民に対し、地震を感じた場合は、海面状態に留意し、状況に応じては自主避難等の自衛措置を取るよう指導する。

5 津波警報等、避難指示等の伝達体制の整備

- 町は、様々な環境下にある職員や住民等に対し、津波警報等の伝達手段として、防災行政無線の整備を促進するとともに、耐震化、停電対策、燃料切れへの備え等の堅ろう化を図るとともに、サイレン、広報車、関係事業者の協力を得ながら、テレビ、ラジオ(臨時災害FMを含む)、携帯電話(緊急速報メール機能を含む)等多数の手段を確保し、迅速な避難行動がとられるよう避難路、避難場所の周知を図る。
 - ア 夜間、休日の情報伝達体制についても整備しておく
 - イ 多数の人出が予想される海岸及び港湾の管理者に対し、レジャー客、水産事業者等への情報伝達体制を確立する
 - ウ 津波地震や遠地地震の考慮
- 町は、強い揺れを伴わないいわゆる津波地震や遠地地震に関しては、住民の避難意識がない状態で突然津波が押し寄せることのないよう、災害発生時刻によらず、津波警報・注意報等や避難指示等の発表・発令・伝達体制を整える。

1 確実な伝達方法の確保

- 町は、気象庁からの津波警報・地震情報等の迅速かつ確実な受信のため、全国瞬時警報システム(J-ALERT)等を活用すると共に、防災行政無線等との自動起動を推進する。
- 町は、障害に強い伝達体制の整備と併せ、いわゆるプッシュ型の情報伝達も充実させるとともに、雑音に強い高品質な音声での通話・放送が可能となるようデジタル化を推進する。

2 国又は県に対する助言の要請

- 町は、避難勧告又は指示を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておく等、必要な準備を整えておく。

第2章 災害予防対策

第14節 情報通信連絡網の整備

主な実施担当	総務課、危機管理室、企画財政課、保健福祉課、地域包括支援センター
防災関係機関等	仙台地方振興事務所、仙台管区气象台、亶理消防本部、山元町消防団

1 方針

大規模震災時・津波発生時には、固定一般回線電話や携帯電話が不通あるいは発信規制やふくそうといった事態が予想されるため、町及び防災関係機関は、情報収集・伝達手段の複数化、ネットワークの多ルート化やシステムのIT化を積極的に進めるとともに、無線、有線及びその他通信設備等を利用した防災通信網の確保・整備充実及び施設の耐震化・耐浪化や非常電源の確保、サーバの負荷分散を図り、災害発生時の応急対策を迅速に推進するため万全を期する。

2 情報伝達ルートの多重化

- 町は、県及び防災関係機関と連携し、災害時における緊急情報連絡を確保するため、無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携の確保を図るとともに、有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化を推進する。
- 町は、特に、消防団員等を含む地域の防災関係者への確実かつ迅速な情報伝達手段の充実を図るよう努める。

3 町防災行政無線の整備拡充

- 町は、大規模な災害時における住民等への情報提供や被害情報の収集伝達手段として、必要に応じ移動系防災行政無線や町防災行政無線等の整備拡充を計画的に実施する。(資料11~12参照)
- 町は、消防庁より伝達される津波警報・注意報等の防災情報を受信する全国瞬時警報システム(J-ALERT)により、自動的にその内容をスピーカーで放送し住民へ周知するよう努める。
- 町は、停電時の電源を確保するため、無停電電源装置、直流電源装置、非常用発電設備再生可能エネルギー等の非常用電源設備の整備等を促進し、各設備等については耐震性・耐浪性の強化に努める。

4 職員の災害情報収集体制の確立

第2章 災害予防対策

- 町は、災害時における迅速な災害情報収集体制の確立を図るため、県で整備した宮城県総合防災情報システム（MIDORI）等を利用し、発災初動時における情報収集体制の確立に努める。

5 地域住民に対する通信手段の整備

- 町は、災害時の情報伝達手段として、防災行政無線及び携帯電話のみならず、メディアの活用、アマチュア無線等、情報ボランティアの協力等について検討し、災害時における多様な通信連絡手段の整備充実に努める。

1 地域住民等からの情報収集体制の整備

- 町は、県と連携し、災害発生時の被災状況や問題発生状況を幅広く迅速に把握するため、衛星携帯電話、衛星通信、電子メール等の通信手段を活用し、民間企業、報道機関、住民等からの情報等の多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。

2 情報伝達手段の確保

- 町は、災害時の情報伝達手段として、防災行政無線のみならず、県が計画する公共情報コモンズを介し、NHK、民間放送等のメディアへの情報配信や活用への働きかけ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、データ放送等のほか、各種ボランティアの協力等について検討し、災害時における多様な通信連絡手段の整備充実に努める。なお、町防災行政無線に関しては、音声を受信できる防災ラジオの導入等について検討する。

3 要配慮者への配慮

- 町は各種福祉関連団体と協働し、高齢者でも扱える携帯端末（ワンタッチボタン、GPS機能付）、デジタルサイネージ（情報が常に流れているもの）の他、聴覚障害者向けの文字情報によるラジオ放送、視覚障害者向けの受信メールを読み上げる携帯電話、肢体不自由者向けのフリーハンド用機器を備えた携帯電話等、要配慮者個々の特性に配慮した通信手段の導入を検討する。

6 孤立想定地域の通信手段の確保

- 町は、地震による道路寸断時に孤立が予想される地域において、災害時優先電話、衛星携帯電話等の公衆通信網のみならず、町防災行政無線、簡易無線機等の多様な通信手段の確保に努め、防災訓練等を通じ、通信機器や非常用電源の使用方法の習熟に努める。

7 非常用電源の確保

第2章 災害予防対策

- 町は、非常災害時の通信の確保を図るため、非常用電源設備を整備するとともに、燃料の確保が困難な場合を考慮し、非常用の燃料確保に努める。
- 町は、無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、津波により浸水する危険性が低い堅固な場所への設置等に努める。

8 大容量データ処理への対応

- 町は、災害時における画像等の大容量データの通信を可能とするため、通信ネットワークの体系的な整備に努めるとともに、大量のデータ処理によるサーバ負荷の軽減のため、サーバの分散を図るよう努める。なお、サーバについては、データのバックアップや非常用電源設備の確保を図るとともに、津波により浸水する危険性が低い堅固な場所への設置に努める。

9 亘理消防本部における災害通信網の整備

- 亘理消防本部においては、災害時における情報伝達が確実にできるように連絡体制を整備する。
- 亘理消防本部は、無線通信施設として固定局、基地局のほか、車載、携帯等の移動局を整備し、日頃から無線通信施設の保守点検等保守管理体制の充実を図り、災害時の通信手段の確保に努める。
- 亘理消防本部は、停電時の電源を確保するため、非常用電源設備の整備を促進する。
- 亘理消防本部は、特に、消防団員等を含む地域の防災関係者への確実かつ迅速な情報伝達手段の充実を図るよう努める。

第2章 災害予防対策

第15節 職員の配備体制

主な実施担当	全課
防災関係機関等	仙台地方振興事務所、自衛隊第2施設団、亶理消防本部、山元町消防団

1 方針

地震・津波により災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、その機能の全てを挙げて迅速に災害応急対策を推進するため、職員を災害発生の初期からできるだけ早急かつ必要な部署に多く動員配備させることは、応急対策を迅速かつ的確に実施していくうえで、極めて重要である。また、優先度の高い通常業務の継続のため、災害の規模に応じて必要な職員を動員・配備し、その活動体制に万全を期する。さらに町は、他の防災関係機関と連携を図り、平常時から組織ごとの配備・動員計画や業務継続計画（BCP）を定めておく。なお、休日、夜間等の勤務時間外の配備体制についても、同様に定めておく。

2 職員の動員・配備体制の強化

- 町は、町内において震度4以上を観測する地震が発生した場合には、職員が災害発生後速やかに警戒本部等所定の配備につき、職務に従事・専念できるよう、次の対策を推進する。（動員配備体制は、第3章第3節「防災活動体制」参照）

1 災害警戒配備体制

- 町は、災害応急対策を遂行するため、あらかじめ災害に対処するための組織、配備体制及び職員の動員等について定めておく。その際、町が一体となった体制が取れるよう、町地域防災計画に定める配置基準、配置内容等と十分整合を図る。
- 町は、勤務時間外の災害発生に備えて、あらかじめ気象予報等に応じた登庁者等について、町地域防災計画に定める配置基準・内容に従って定めておくものとする。

（1）警戒配備

町内で震度4以上の地震が観測されたとき、又は宮城県沿岸若しくは福島県沿岸で津波注意報が発表されたときには、速やかに警戒本部の設置等所定の配備体制を取り情報収集等を行うとともに、状況に応じて特別警戒配備に移行できる体制を取る。

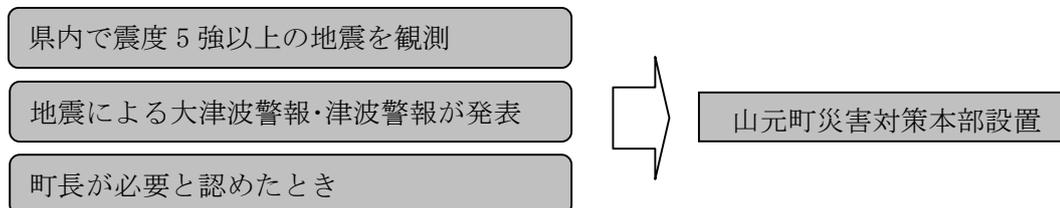
（2）特別警戒配備

町内で震度5弱以上の地震が観測されたときは、速やかに特別警戒本部の設置等所

第2章 災害予防対策

定の配備体制を取り、情報収集、連絡活動及び応急活動を実施し、状況に応じて非常配備に移行できる体制を取る。

2 災害対策本部



- 県内で震度5以上の地震が観測されたとき、又は地震による大津波警報・津波警報が発表されたとき、あるいは町長が必要と認めたときには、山元町災害対策本部を設置する。なお、局地災害の応急対策を強力に推進するために特に必要があると認めるときは、災害対策本部に現地災害対策本部を設置し、災害地にあつて当該災害対策本部の事務の一部を行う。

3 災害対策本部各部長の責務

- 災害対策本部各部長は、あらかじめ次の事項を定めた配備編成計画を作成し、これを職員に周知徹底しなければならない。
 - ア 班内の所掌事務、配備職員及び責任者
 - イ 配備職員の連絡先並びに休日及び時間外における連絡体制

3 職員参集手段等の検討

- 町は、休日、夜間等勤務時間外に地震・津波等が発生した場合を想定し、特に町長等幹部職員及び担当課職員の参集手段について検討し、速やかな災害対策本部の立上げが可能な体制を構築しておく。
- 各課長は、所属職員の住所及び連絡方法を把握し、直ちに職員を動員できるような体制を構築するものとする。
- 町は、勤務時間外の予測が困難な災害についても、迅速な警戒体制が確保できるよう、警備員による24時間体制で対応する。
 - ア 勤務時間外において、警備員が気象警報及び災害発生のおそれのある異常現象発見等の通報を受理したとき、又は非常事態の発生を知ったときは直ちに危機管理室長及び関係課長に連絡するよう定めておく
 - イ アの通報を受けた危機管理室長は町長に報告するとともに、その指示に従い関係課長に伝達し、関係課長は必要に応じ所属職員を所定の系統により動員し警報の伝達、情報収集、その他応急対策実施の体制を取るよう定めておく
 - ウ 勤務時間外における配備要員の動員は第3章第3節4の系統により行う

第2章 災害予防対策

エ 町長不在時には、副町長又は危機管理室長が職務を代理する

4 災害対策本部の運営体制の整備

- 町は、災害発生時において、災害対策本部の円滑な運営を図るため、次の対策を推進する。(災害対策本部の設置方法は、第3章第3節「防災活動体制」参照)
 - ア 気象警報等発表後、本部設置を必要とする段階で参集してきた職員が手際よく災害対策本部を設置できるよう、情報通信機器の設置方法やレイアウト等を含むマニュアルを作成する
 - イ 災害対策本部の職員がその能力を最大限に発揮できるよう、少なくとも2~3日分の水、食料、毛布等の備蓄等を推進する
 - ウ 本部の職員が災害発生時に的確な活動を行うため、平常時から特に次の点について習熟できるよう、重点的に研修しておく
 - (ア) 動員配備
 - (イ) 参集方法
 - (ウ) 本部の設営方法
 - (エ) 防災行政無線ほか各種機器の操作方法等

5 情報連絡体制の充実

- 町は、災害が発生した場合、迅速かつ的確な災害情報等の収集・連絡が行えるようにするため、防災関係機関と平常時から次のように、防災組織相互の連絡調整体制の整備を図っておく。

1 情報連絡体制の明確化

- 町は、情報伝達ルート多重化及び情報収集・連絡体制の窓口等の明確化に努める。

2 勤務時間外での対応

- 町は、防災関係機関と相互間の情報収集・連絡の対応が勤務時間外でも可能なように連絡窓口等、体制整備を図っておく。

6 防災関係機関との協力体制の充実

- 町は、災害時に迅速かつ円滑な防災関係機関相互の情報収集・連絡が行えるように、次の対策を進める。

第2章 災害予防対策

1 積極的な情報交換の実施

- 町は、防災に関する情報交換を日頃から積極的に行って、防災関係機関相互間の協力体制の充実を図っておく。

2 通信体制の総点検及び非常通信訓練の実施

- 町は、災害時の通信体制を整備するとともに、非常通信協議会と連携し、通信体制の総点検及び非常通信訓練に努める。

7 県との連絡体制の整備

- 県は、被災町への災害対策支援のため、次の職員を派遣するものである。
- 町は県と連携を図り、受入れ体制を整備しておく。

1 初動派遣職員の派遣

- 県は、大規模災害において、震度6弱以上を観測した市町村との連携強化を図り、初動期における被害情報の収集及び県と市町村の連絡調整を行うため、あらかじめ指定した職員を派遣するものである。

2 災害対策本部会議連絡員の派遣

- 県は、災害対策基本法第68条の規定に基づき、町からの応援を要請された場合に災害応援従事職員を派遣する。

3 災害応援従事職員の派遣

- 県は、被災市町村に対し、災害応急対策等の支援及び連絡調整を図るため、関係機関の長と調整し、専門的知識を有する職員等で構成するチームを決定し派遣するものである。

8 自衛隊との連絡体制の整備

- 自衛隊への災害派遣要請は、人命・財産の保護のためにやむを得ないと認められる事態が発生した場合、迅速かつ円滑に行わなければならないため、町は、自衛隊への災害派遣に関する必要な次の事項について整備しておく。

1 連絡手続き等の明確化

- 町は、県と連絡が取れない場合の自衛隊の災害派遣について、連絡手続き等を迅速に実施できるように整備しておく。(第3章第6節「自衛隊の災害派遣」参照)

第2章 災害予防対策

2 自衛隊との連絡体制の整備

- 町は、地区を管轄する自衛隊と日頃から情報交換や訓練等を通して、連絡体制の整備を図る。

9 関係機関の配備体制

1 指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等

- 防災関係機関は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、必要な職員を動員し、町や県等と相互に協力のうえ、総合的な防災対策の推進を図るため、法令、防災業務計画、県地域防災計画等の定めるところにより、その所掌事務に関する災害応急対策を速やかに実施できる体制を整備する。
- 各防災関係機関との連携を確保するため、必要に応じて町災害対策本部への要員の派遣について、あらかじめ定めておくものとする。

2 公共的施設等の管理者

- 医療機関、不特定多数の集客施設、老人ホーム等要配慮者収容施設、公営住宅、教育施設等の管理者は、大規模災害に備えて職員の配備体制を整備する。

3 消防職員・消防団員の動員配備

- 町及び互理消防本部は、消防職員及び消防団員の配備体制の基準、内容及び基準に対応した所要の職員の動員体制を定める。伝達方法は、通信設備及び防災行政無線を使用し要請する。

4 消防機関の警戒配備

- 大規模な地震が発生した場合は、火災が発生する確率が高く、大規模な火災につながる可能性があるため警戒体制を取る。
- 消防職員及び消防団員は、火災警報が発表された場合、火災危険区域内において無線車又はポンプ車等により巡視し、出火防止の広報活動を行うとともに、区域内の状況について情報の収集にあたる。
- 消防団員は、消防水利を確保するため常に消火栓、防火水槽等の点検を行い、降雪の際は雪かき等の処置を講ずる。

10 防災担当職員の育成

- 町は、専門的知見を有する防災担当職員の確保及び育成について検討する。

第2章 災害予防対策

第1章 津波

第2章 津波

第3章 津波

第4章 津波

1.1 人材確保対策

- 町は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、退職者(自衛隊等の国の機関の退職者も含む)の活用や民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方をあらかじめ整えるように努める。

1.2 マニュアルの作成

- 町は、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。

1.3 業務継続計画(BCP)

1 業務継続性の確保

(1) 業務継続計画(BCP)の策定

- 町は、地震・津波発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画(BCP)の策定等により、業務継続性の確保を図る。

(2) 業務継続体制の確保

- 町は、実効性のある業務継続体制を確保するため、食料等必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、代替施設等の検討等を行う。

2 電源及び非常用通信手段の確保対策

(1) 電源及び非常用通信手段の確保

- 町は、それぞれの機関の主要な施設・設備において、自家発電設備等の整備を図り、十分な期間の発電を可能とするための燃料の備蓄や、通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備等、非常用通信手段の確保に努める。

(2) 再生可能エネルギーの導入推進

- 町は、県と連携し、大規模停電や計画停電を想定し、応急活動の拠点となる施設等に対する再生可能エネルギー等の導入を推進する。

第2章 災害予防対策

第1章 津波

第2章 津波

第3章 津波

第4章 津波

3 データ管理の徹底

- 町は、東日本大震災時に、住民基本台帳ネットワークシステムの本人確認の情報が役立ったことを踏まえ、復興の円滑化のため、戸籍、住民基本台帳、地籍、公共施設・地下埋設物等の情報及び測量図面等データの整備保存並びにバックアップ体制の強化等による重要データの消失を防止するとともに、これらを扱う情報システムを継続的に維持・稼働させることができるよう、整備保全を図る。

4 職員のメンタルヘルスケア

- 町は、災害への対応が長期に渡ることを鑑み、職員のメンタルチェックをきめ細かに行えるよう、あらかじめ体制を検討する。

第2章 災害予防対策

第1章 津波

第2章 津波

第3章 津波

第4章 津波

第16節 防災拠点等の整備

主な実施担当	危機管理室、企画財政課、震災復興企画課、事業計画調整室、震災復興整備課、学務課、生涯学習課
防災関係機関等	仙台土木事務所、仙台河川国道事務所、東北森林管理局

1 方針

町は、津波災害時における防災対策を推進するうえで重要となる避難所、避難路、役場庁舎等の災害時における防災に資する公共施設について、関係機関等と緊密な連携を図りつつ、早急に整備・拡充を図るとともに、浸水防止機能確保に努める。また、災害時に必要となる防災物資、資機材等の整備については、防災活動拠点と関連づけて整備・拡充を図るものとする。

2 防災拠点の整備

- 町は、防災関係機関との相互応援が円滑に行えるよう、警察・消防・自衛隊等の部隊の展開・宿営の拠点、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点の確保に努めるとともに、候補地のリスト化を図る。

1 役場庁舎及び代替施設

- 町は、役場庁舎やその他防災関係施設の耐震性、耐火性を強化する。
- 町は、被災した場合に役場庁舎に代わる施設として庁舎周辺施設（車庫駐車場等）での仮設対応を検討する。
- 町は、災害対策本部を移設する旨を関係機関並びに住民に対し速やかに通知する。
- 町は、代替施設においても最低限必要な対応ができるよう、衛星携帯電話等の通信設備の設置や非常用発電機の燃料確保の方法について検討する。

2 地区の自主防災活動施設

- 町は、平常時には防災訓練や防災知識の普及の場あるいは住民の交流の場として、また、災害時には避難、消火、応急救護、自主防災組織の活動施設として、各小中学校を活用する。
- 町は、県と連携して、広域的な応援人員の集結や、各種資機材・物資の集積が可能となる施設として、既存施設の活用等について検討する。
- 自主防災組織は、東日本大震災での経験をもとに、災害現場での災害応急活動が迅速かつ円滑に実施されるように、行政区を跨いだ地域でのコミュニティ防災活動施設の整備充実に努める。

第2章 災害予防対策

- 町及び防災関係機関は、それらの施設において、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備、通信途絶時に備えた無線機等の非常用通信手段の確保を図る。
- 町及び防災関係機関は、災害時に地域住民が避難してくることを想定し、町の指定避難所に食料・飲料水・物資等の備蓄を行う。

3 臨時ヘリポート及び物資集積場所の確保

- 町は、災害時の輸送の拠点となる臨時ヘリポート及び物資集積場所を指定し、必要に応じて施設等の整備を行う。
- 町は、臨時ヘリポートを選定する場合、県の定める防災ヘリコプター用「飛行場外離着陸場」設置基準により行う。

4 防災用資機材等の整備

1 防災用資機材

- 町は、応急活動用資機材の整備充実について、自主防災活動拠点の整備と関連づけて整備充実を図る。
- 町は、自主防災組織の円滑な活動を期するため、防災資機材（発電機、投光機）の整備、役場と自主防災組織との連絡手段の確保（移動系防災行政無線）を図る。

2 水防用資機材

- 町は、地震・津波災害時における水防用資機材の充実強化を図るとともに、二次災害等被害の拡大防止に資する資機材の整備充実を図る。

5 防災備蓄倉庫の整備

- 町は、被災地における迅速な対応を図るためには、平常時より物資及び資器材等の各避難所等への分散備蓄に努める。

6 防災用資機材の確保対策

1 地域内での確保対策

- 町は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材が地域内で確保できるよう努めるとともに、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握したうえで、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努める。

第2章 災害予防対策

2 備蓄困難な資機材の確保対策

- 町は、支援物資を取り扱う業者一覧の作成や、仮設トイレ・ハウス等の備蓄困難な資機材に対するメーカー等との災害協定の締結を行い、備蓄困難な資機材が確保できるように努める。

3 救助用重機等の確保対策

- 町は、災害発生時において、倒壊建築物からの人命救助等に利用する建設用大型重機の確保に努める。
- 町は、津波災害においては、浸水している地域の人命検索活動や孤立している住民の救助活動にボートが必要となることから、これらの確保に努める。

第2章 災害予防対策

第17節 相互応援体制の整備

主な実施担当	総務課、危機管理室、企画財政課
防災関係機関等	亶理消防本部、亶理警察署

1 方針

大規模災害時には、その業務量と時間的制約等により本町のみでの災害応急対策の実施が困難となる場合があることから、迅速かつ確かな防災対策を実施するに当たって、被災していない地域の機関等の協力が必要となる。このため、町は、他の地方公共団体間との広域的相互応援体制の整備充実を図る。さらに、相互応援協定の締結に当たっては、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な津波災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も考慮するとともに、多種多様な団体との災害時の応援協定の締結を推進する。

2 相互応援体制の整備

1 受入れ体制の整備

- 町は、県への応援要求が迅速に行えるよう、あらかじめ県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておく等、必要な準備を整えておく。
- 町及び防災関係機関は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の市町村及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、防災業務計画や地域防災計画等で検討し、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整える。

2 協定の締結

- 町は、平素から協定を締結する等、計画具体化・連携の強化を推進し、災害発生時に各実施主体が迅速かつ効果的に対応できるよう努める。

3 外部専門家による支援体制の構築

- 町は、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努める。

第2章 災害予防対策

第1章 津波

第2章 津波

第3章 津波

第4章 津波

3 市町間の応援協定

※ 協定の締結状況については、資料10参照

1 相互応援協定の締結等

- 町は、行政機能の喪失又は著しい低下への対策も含め、自治体間の応援・協力活動等が円滑に行われるように、必要に応じて事前に災害時の相互応援に関する協定を締結する等、その体制を整備する。
- 町は、相互応援協定を締結する場合には、次の事項に留意し、実践的な内容とする。

(1) 連絡体制の確保

- ア 災害時における連絡担当課等の選定
- イ 夜間における連絡体制の確保

(2) 円滑な応援要請

- ア 主な応援要請事項の選定
- イ 被害情報等の応援実施に必要となる情報の伝達

2 県内全市町村間の相互応援協定

- 町は、「災害時における宮城県市町村相互応援協定」に基づき、平常時から連携強化を図り、相互応援体制の確立に努める。

3 遠方の市町村間の相互応援協定

- 町は、相互応援協定の締結に当たり、近隣の市町村に加え大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する市町村との間の協定締結も考慮する。

4 連携・応援体制の強化

- 町は、相互応援体制の強化充実に資するため、必要に応じ協定締結市町村間での平常時における訓練及び災害時の応援等に係る情報交換を行う。
- 町は、大規模災害が発生した際の被災市町村への応援を迅速かつ的確に実施できるよう、県・市町村合同での総合防災訓練等において応援体制を検証し、さらなる連携の強化を図る。

4 訓練及び情報交換の実施

- 町は、相互応援体制の強化充実に資するため、必要に応じ協定締結先との平常時における訓練及び情報交換等を行う。

第2章 災害予防対策

第1章 津波

第2章 津波

第3章 津波

第4章 津波

1 連携体制の構築

- 町は、県への応援要求が迅速に行えるよう、あらかじめ県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておく等、必要な準備を整えておく。

2 応援体制の強化

- 町は、大規模災害が発生した際の被災沿岸市町への応援を迅速かつ的確に実施できるよう、県・市町村合同での総合防災訓練等において応援体制を検証し、さらなる連携の強化を図る。

5 緊急消防援助隊受援体制の整備

- 亘理消防本部は、大規模災害時において、宮城県内の消防力で十分な救援活動を実施することができないと認められる場合は、緊急消防援助隊からの応援を受けることができる。
- 亘理消防本部は、緊急消防援助隊の迅速かつ円滑な実施を図るため、緊急消防援助隊合同訓練に積極的に参加するとともに、当該訓練結果を活かし、「宮城県緊急消防援助隊受援計画」の実効性の確保に努める。

6 非常時連絡体制の確保

1 非常時連絡手段の確保

- 町は、災害発生直後から、連携した応急対策活動が必要な災害時応援協定の締結機関とは、確実に連絡がとれるように、非常時の通信手段を確保するよう努める。

2 通信不通時の連絡ルールの策定

- 町は、通信不通時の連絡方法(担当者が集合する場所等)についても、事前にルールを決めておく等、連絡体制の確保に努める。

7 資機材及び施設等の相互利用

1 相互応援体制の強化

- 町は、食料、飲料水、燃料、生活必需品、医薬品、血液製剤及び所要の資機材の調達並びに広域的な避難に必要となる施設等の相互利用等に関する応援体制の充実に努める。

第2章 災害予防対策

8 関係団体との連携強化

- 町は、他市町村等間や、平常時からその所管事務に係る企業、団体等との間で応援協定の締結を進めるとともに、あらかじめ応援部隊の活動拠点を確保し、訓練を実施するほか、活動拠点に係る関係機関との情報の共有を図る等、日頃から連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行える体制の整備に努める。
- 町は、民間事業者へ委託可能な災害対策に係る業務(被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等)については、あらかじめ民間事業者との間で協定を締結しておく等、民間事業者のノウハウや能力等の活用を図る。

第2章 災害予防対策

第18節 医療救護体制の整備

主な実施担当	保健福祉課
防災関係機関等	仙台保健福祉事務所（塩釜保健所）、日本赤十字社宮城県支部山元分区、 亶理郡医師会

1 方針

大規模地震・津波災害時には、短時間に多数の方々がけがや病気になり、医療機関での診療・治療を必要とするようになるが、医療機関の機能（医療スタッフや器材、医薬品等）にも限りがある。災害時に制約された条件下で1人でも多くの傷病者に対して最善の治療を行うためには、病気やけがの緊急度や重症度によって治療や後方搬送の優先順位を決めることが必要になる。また、医療機関の被災、ライフラインの機能停止、交通・通信網の混乱等により十分な診療提供体制が確保できない可能性があり、迅速な医療救護が要求される。

町は医療関係機関と緊密な連携を図りながら、住民の生命と健康を守るため、医療救護体制の整備に努める。

2 初期医療体制の整備

- 町は、次により初期医療体制の整備を図る。

1 医療救護活動の担当部門の設置

- 町は、津波災害が発生したときに円滑な医療救護活動を実施するために、災害対策本部内に医療救護を担当する部門を設けること及び責任者をあらかじめ決めておく。
- 町は、病院、救護所の被害状況や傷病者の受入れ情報の収集方法をあらかじめ定めておく。
- 町は、医療救護体制について県が設置した県地域災害医療支部への連絡方法についてあらかじめ決めておく。

2 医療救護所の指定

- 町は、亶理郡医師会等医療機関の協力を得て、あらかじめ初期医療救護に相当する応急処置等を行うための「医療救護所」を指定し、住民に周知を図る。また、重症患者等の処置及び収容を行う病院をあらかじめ指定しておく。
- 町は、要配慮者が避難する福祉避難所、あるいは福祉施設において、医療救護の支援が必要となるときは、地域災害医療支部に医療救護班の派遣を要請することとし、要請と受入れに係る計画を事前に策定しておく。

第2章 災害予防対策

- 仙台保健福祉事務所（塩釜保健所）は、平常時から町の医療救護所の設置される場所を確認しておく。

3 地域医療関係機関との連携体制

- 町は、亘理郡医師会等と活動体制や内容について事前に協議しておくとともに、必要に応じ協定を締結しておく。

4 医療救護班の編成

- 町は、地域の実情に合わせた医療救護班をあらかじめ編成しておく。編成にあたっては亘理郡医師会、公的病院等医療機関の協力を得る。町独自で医療救護班編成が困難な場合は、塩釜保健所の協力のもと、広域圏で編成する。
- 町等で編成された医療救護班については、塩釜保健所へ報告する。変更した場合も同様とする。

5 応急救護設備の整備と点検

- 町は、震災が発生した場合、直ちに医療救護活動が円滑に開始できるよう応急救護設備等の整備に努めるとともに、定期的に点検を行っておく。

6 在宅要医療患者の医療救護体制

- 町は、人工透析、人工呼吸器使用、在宅酸素療法、インスリン治療等で在宅で薬剤治療、医療処置を必要とする在宅要医療患者の災害時医療について、必要な医療が確保できるように、医療体制を整備する。

3 医薬品、衛生材料、医療用品及び医療器具の整備

- 町は、岩沼薬剤師会と発災時の医薬品供給に関する協定を締結する等により、医療救護所で使用する医薬品等の確保に努める。
- 町は、医療救護所で医薬品の管理等を行う薬剤師の派遣について、亘理郡医師会や岩沼薬剤師会とあらかじめ協議しておく。

4 心のケアへの対応

- 町は、災害により心理的外傷を受けた人に対し、適切なケアができるよう、仙台保健福祉事務所（塩釜保健所）等と連携し、必要なスタッフの派遣について協力を依頼する。

第2章 災害予防対策

第1章 津波

第2章 津波

第3章 津波

第4章 津波

5 医療体制等の整備

- 町は、互理消防本部・医療機関との情報交換が円滑に実施されるよう、あらかじめ連絡体制を整備する。傷病者の移送については、災害時には道路交通の混乱が予想されるため、警察・道路管理者による交通規制の実施や陸上輸送が困難な場合の県防災ヘリコプターによる搬送の要請等、関係機関との調整を行う。なお、医療機関等の状況については、資料14~18を参照のこと。また、関係機関の協力を得て、本計画に基づく訓練を実施する。

6 災害情報の収集・連絡体制の整備

- 町は、医療機関の被害状況や医療機関に来ている負傷者の状況、医療従事者の活動状況を把握できるようにするため、消防、医療機関等をネットワーク化した緊急医療情報システムの構築をはじめとする情報通信手段の多重化を図る。
- 町は、県と連携し、災害時の情報連絡体制を確保するため、衛星電話、災害時優先電話、MCA*無線等の複数の通信手段の整備に努める。

※MCA方式とは：Multi Channel Access System の略で複数の周波数を多数の利用者が効率よく使える業務用無線通信方式の一つ。混信に強く、無線従事者の資格が必要ない等の特徴がある。地方公共団体での導入事例がある

7 傷病の程度判定（トリアージ）

- 医療機関等は、1人でも多くの傷病者を救うために、防災訓練等の機会を通じ、災害時におけるトリアージ*の実施についての習熟を図る。

※トリアージとは「病気やけがの緊急度や重症度」を判定して「治療や後方搬送の優先順位を決める」ことをいう

第2章 災害予防対策

第19節 緊急輸送体制の整備

主な実施担当	企画財政課、産業振興課、まちづくり整備課
防災関係機関等	自衛隊第2施設団、亶理警察署、東日本高速道路(株)東北支社、東日本旅客鉄道(株)

1 方針

大規模な災害時における物資等の緊急輸送は、情報収集・伝達と併せて災害応急対策活動の中心をなすものであり、輸送路と輸送手段が確保されて初めて効率的な緊急輸送が可能となることから、町は関係機関と連携し、あらかじめ緊急輸送路、輸送体制について定めておく。

2 緊急輸送道路の確保

1 緊急輸送道路ネットワーク計画の策定

- 町は、他の道路管理者及び関係機関と協議し、災害発生後の避難、救助をはじめ、物資の輸送、諸施設の復旧等応急対策活動を実施するため、事前に特に重要となる道路（以下「緊急輸送道路」という。）を選定し、これらを有機的に連結させた緊急輸送道路ネットワーク計画の策定を行い、当該道路防災対策の万全を期する。（資料7参照）

2 緊急輸送道路の整備

- 町は、緊急輸送道路の確保のため、障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材の確保について関係機関と協議のうえ、協定等を締結する。また、他の道路管理者と連携を図り、食料等の緊急輸送道路として確保できるよう関連道路の整備及び管理に努めるとともに、倒壊や崩壊により道路の機能が失われることのないよう、緊急輸送道路沿道の建築物の耐震化を促進する。

3 緊急輸送体制

1 緊急通行車両の事前届け出

- 町は、町が保有する車両等で、災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用するものについて、緊急通行車両の事前届け出を行う。

2 届出済証の受理と確認

- 町は、県公安委員会による緊急通行車両に該当するかどうかの審査を受け、該当すると認められるものについては、届出済証の交付を受ける。

第2章 災害予防対策

- 町は、届出済証の交付を受けた車両については、災害が発生し、緊急通行路が指定された際に互理警察署において緊急通行車両の標章及び確認証明書の交付を受ける。

3 関係機関との連携

- 町は、緊急輸送に必要なトラックの調達について、県及び関係機関との連絡体制を整備するとともに、緊急輸送の円滑な実施と物資の安定的な供給を目指し、必要に応じて(社)宮城県トラック協会等と協定等の締結に努める。

4 緊急輸送の環境整備

- 町は、物資の調達・輸送に必要となる情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源や非常用通信設備の設置に係る支援、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備の推進に努める。

5 燃料優先協定の締結

- 町は、災害時における燃料供給について、ガソリンスタンド等から必要な給油を確実に受けられるように、優先順位や費用措置等を含め、民間企業等と協定の締結を検討する。
- 町は、災害応急対策に従事する車両に対し、支援物資輸送のための民間トラック等も含めて優先給油を行う方策を検討しておく。
- 町は、大規模災害時における緊急消防援助隊の航空部隊や自衛隊等他機関ヘリコプターの応援活動が円滑に行えるよう、建物屋上(病院、学校等)に、あらかじめ割り振りをした番号や施設名称を塗料で大きく表示する等の対空表示、いわゆるヘリサインの整備について検討する。

第2章 災害予防対策

第20節 避難対策

主な実施担当	危機管理室、保健福祉課、地域包括支援センター、産業振興課、まちづくり整備課、学務課、生涯学習課
防災関係機関等	山元町消防団、亙理警察署、山元町民生委員児童委員協議会、その他防災関係機関

1 方針

大規模津波災害時には、多数の住民や来訪者が避難することが考えられる。東日本大震災時の避難行動においては、自動車の利用が非常に多く、避難路の問題点としても「渋滞」等の自動車に関する問題点が多く挙げられていた。

町は、人命を守ることを最優先に、救助の万全を期するため、必要な計画の作成、強力な救助組織の確立並びに労務、施設、設備、物資及び資金の整備に努め、緊急に避難する場所としての緊急避難場所（津波避難ビル等を含む）・避難所及び避難路等の整備等、災害発生後に町民等が円滑に避難できるよう、避難対策を強化する。また、地震・津波発生時には、家屋の倒壊、落下物、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生するおそれがあることから、津波発生時の避難については、自動車免許所有者に対する継続的な啓発を行う等、徒歩避難の原則の周知に努めるが、町の現状を踏まえ、徒歩での避難困難な地域では自動車避難に配慮する。さらに、町内の各地域において、津波到達時間、避難場所までの距離、避難行動要支援者の所在、避難路の状況等のほか地域の実情を踏まえ、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合において、避難者が自動車で安全かつ確実に避難できる方策をあらかじめ検討する。これら検討に当たっては、警察と十分調整しつつ、自動車避難に伴う危険性の軽減方策とともに、自動車による避難には限界量があることを認識し、限界量以下に抑制するよう各地域で合意形成を図る。

2 避難誘導體制

- 町は、避難準備情報、避難勧告、避難指示等について、河川管理者及び水防管理者等の協力を得つつ、避難準備情報、避難勧告又は避難指示を行う基準を設定する。
- 町は、避難場所、避難路をあらかじめ指定し、円滑な避難のため、日頃から住民への周知徹底を図る。
- 町は、各地区の避難に当たって、住民への避難情報の伝達及び避難者の避難所への誘導をする「避難誘導員」を自主防災組織、消防団等を中心にあらかじめ定めておく。
- 町は、避難行動要支援者を速やかに避難誘導するため、地域住民、自主防災組織等のコミュニティを活かし、避難行動要支援者の避難を支援する「避難支援等関係者」を指定する等、避難体制の整備に努める。
- 町は、災害に対する住民の警戒避難基準をあらかじめ設定するとともに、必要に応じ見

第2章 災害予防対策

直すよう努める。

- 施設等の管理者は、来訪者の安全確保のため、平常時から避難場所を示す標識を設置する等、広報に努める。

1 行動ルールの策定

- 町は、消防職員・消防団員、水防団員、警察官、町職員等、防災対応や避難誘導・支援にあたる者の危険を回避するため、過度な負担とならないよう役割分担等の明確化、津波到達時間を踏まえ避難支援者の安全を優先したうえでの避難誘導・支援や行動の内容と退避の判断基準、津波の危険地域から高台等の安全な場所へ向かう巡回ルートや水門・陸閘等の閉鎖ルート等、具体的な対応方策についての行動ルールを定める。
- 町は、避難対象者として町民だけでなく、観光客等にも配慮した対応を検討する。

2 避難誘導・支援の訓練の実施

- 町は、避難誘導・支援の訓練を実施することにより、避難誘導等の活動における問題点を検証し、行動ルール等を必要に応じて見直す。

3 避難行動要支援者の避難誘導體制の整備

- 町は、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに、上記の行動ルールを踏まえつつ、これらの者に係る避難誘導體制の整備を図る。

4 情報入手手段・装備の確保

- 町は、避難誘導に当たる者等が津波警報等を確実に入手するための複数の情報入手手段・装備や、消防団員へ退避を指示できる通信手段(移動系無線等)及び受傷事故を防止するための装備の充実を図る。

3 避難行動要支援者の支援方策

1 避難行動要支援者の支援方策の検討

- 町は、地震・津波等災害発生時に避難行動要支援者の避難誘導、救助を優先して行うとともに、避難行動要支援者が津波からの避難後に命の危険にさらされる事態を防ぐため、防災、医療、保健、福祉等の各専門分野が連携した支援方策の検討に努める。

2 避難行動要支援者名簿

- 町は、地域防災計画において、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定める。

第2章 災害予防対策

(1) 名簿の作成・更新

- 町は、町地域防災計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携のもと、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。
- 町は、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新する。

(2) 名簿の提供

- 町は、避難支援等に携わる関係者である消防機関、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得たうえで、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等をする。その際、名簿情報の漏洩の防止等必要な措置等を実施する。

(3) 避難行動要支援者の移送

- 町は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。

3 社会福祉施設等における対応

(1) 動員計画及び非常招集体制等の確立

- 社会福祉施設等の管理者は、災害時の迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ自主防災組織等を整備し、動員計画や非常招集体制等の確立に努める。

(2) 緊急時情報伝達手段の確保

- 町及び社会福祉施設等の管理者は、津波災害の発生に備え、停電や回線のふくそう等を考慮しつつ、消防機関等への緊急通報のための情報伝達手段の整備を図る。

(3) 非常時持ち出し品の確保対策

- 社会福祉施設等の管理者は、入居者の名簿やカルテ等のデータのバックアップ、就寝中の避難に備えた着替えや防寒具等の避難場所での備蓄等持ち出し品の確保に時間を掛けない工夫を平常時から行うよう努める。

第2章 災害予防対策

4 在宅者対応

(1) 情報共有及び避難支援計画の策定

- 町は、あらかじめ自主防災組織や地域の福祉関係者等と連携し、避難行動要支援者の了解を得たうえで、避難行動要支援者に関する情報の把握及び共有を図るとともに、避難支援計画の策定や支援体制の構築等に努める。

(2) 避難支援に配慮した方策の検討

- 町は、避難支援計画を検討する中で避難行動要支援者を抱えている家庭において、避難したことを玄関に表示する等、避難支援に配慮した方策の検討も行う。

5 外国人等への対応

- 町及び防災関係機関は、言語、生活習慣、防災知識や防災意識の異なる外国人や旅行者等が、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、以下のような環境の整備に努める。
 - ア 地域全体での要配慮者の支援体制の整備に努める
 - イ 避難場所や避難路の標識等について、図や記号の活用等により分かりやすく効果的なものとするとともに、多言語化を推進する
 - ウ 多言語による防災教育や外国人も対象とした防災訓練の普及に努める

4 避難場所の確保

- 町は、津波から迅速に避難できるよう、避難対象地域及び避難場所、避難路の指定を行う。その際、地域住民の意見を参考にするものとする。(資料2・3参照)

1 避難場所の指定及び周知徹底

- 町は、大規模な地震や津波等の災害から、住民が一時避難するための場所について、公園緑地（築山を含む）、グラウンド、体育館、学校、公民館等の公共施設を対象として、管理者の同意を得たうえで、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所として、必要な数、規模の避難場所をあらかじめ指定し、誘導標識の設置等により、住民や外来者への周知に努める。
- 町は、万一指定緊急避難場所が被災するおそれがある場合は、より安全な指定緊急避難場所を目指す必要が生じることについても、周知に努める。

2 公共用地等の有効活用

- 町は、避難場所の確保において、国、県と連携し、公共用地、国有財産の有効活用を図る。

第2章 災害予防対策

第1章 津波

第2章 津波

第3章 津波

第4章 津波

3 教育施設等を指定する場合の対応

- 町は、学校等教育施設(私立学校を含む)を避難場所として指定する場合は、あらかじめ当該施設の管理者及び施設を所管する教育委員会等と災害時に的確な対応が取れるよう十分に協議する。

4 交流拠点の避難場所への活用

- 町は、高齢化、人口減少が進む中で、学校、公民館等の社会教育施設等を地域住民の交流拠点として整備を進め、これらを緊急時の避難場所として活用し、災害時の避難が容易となるよう努める。

5 備蓄倉庫及び通信設備の確保

- 町は、避難所と位置付けられる学校等に、備蓄倉庫、通信設備の整備等を進めるよう努める。

6 指定緊急避難場所の指定基準等

本町の地形は平野が広く、また高齢者は町の人口に対して約3割と避難時の要配慮者が多いことなどの地域特性から自動車避難に対応できる場所が確保できること。また、歩いて避難できる程度の近傍に確保するよう行政区別に指定することとする。

(1) 指定緊急避難場所の指定基準

① 管理条件：

- ア 災害が切迫した状況において、速やかに、開設される管理体制を有していること

② 立地条件：

- ア 周辺に、地震発生時に人の生命・身体に危険を及ぼすおそれのある建築物や工作物等の物がないこと
- イ 火災による輻射熱による被害の危険性のない場所であること
- ウ 津波浸水深以上の高さを有し、浸水等の被害のおそれのない場所であること
- エ 地割れ、崖崩れのおそれのない場所であること

③ 構造条件：

- ア 当該施設が地震に対して安全な構造であること
- イ 対象とする地区の住民、就業者、来訪者、幹線道路通行者等を収容する広さを確保すること(資料2参照)
- ウ 夜間照明及び情報機器等を備えていること
- エ 建物の場合は、換気、照明等の設備が整備されていることが望ましい

第2章 災害予防対策

(2) 道路盛土等の活用

- 町は、避難場所として利用可能な道路盛土等の活用について検討し、活用できる場合には、道路管理者等の協力を得つつ、避難路・避難階段の整備に努める。

5 津波避難ビル等の確保

1 津波避難ビル等の指定

- 町は、避難場所への避難が困難な地域の避難者や、避難が遅れた避難者が緊急に避難するために、津波避難ビル等をあらかじめ定めておく。

2 津波避難ビル等の条件

- 津波避難ビル等の指定については、次の条件に留意する。
 - ア RC又はSRC構造であること
 - イ 建物は十分な耐震性・耐浪性を有すること
 - ウ 進入口への円滑な誘導が可能であること

なお、上記条件以外にも、想定浸水深さに相当する階数に2を加えた階に避難スペースを確保できる建築物であること、避難路に面していること、外部から避難が可能な階段があること、長期的な孤立を防ぐため、津波終息後に極力早期に安全な地域からのアクセスが確保されることが望ましい。

3 津波避難ビル等の充足状況の確認

- 町は、避難が想定される地区の住民、就業者、観光客、幹線道路通行者等に対する津波避難ビル等の充足状況を確認し、不足する場合は新たな指定や整備について検討する。

4 津波災害警戒区域内等での留意事項

- 町は、津波災害警戒区域内等において、津波浸水想定に定める水深に係る水位に、建築物等の前面でのせき上げによる津波の水位の上昇を考慮した水位(基準水位)以上の場所に避難場所が配置され、安全な構造である民間等の建築物について、津波避難ビル等の避難場所として確保する場合には、管理協定の締結や指定をすること等により、いざという時に確実に避難できるような体制の構築に努めるとともに、建築物の耐浪化及び非常用発電機の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄等防災拠点化を図る。

6 避難路の確保

第2章 災害予防対策

第1章 津波

第2章 津波

第3章 津波

第4章 津波

- 町は、指定緊急避難場所、指定避難所への経路を避難路として指定する場合、次の事項に留意する。
 - ア 十分な幅員があること
 - イ 万一に備え、複数の経路を確保すること
 - ウ 津波、崖崩れ等の危険箇所を通過しない経路を選定すること
 - エ 海岸沿い・河川の河口沿いの道路は極力避けること
 - オ 高台等の避難場所・避難目標地点へ向け、極力直線的であること
 - カ 自動車での避難が想定される場合は、極力歩車分離とし、自動車を路側に置いても緊急車両が通行可能な幅員であること
 - キ 救出や二次的な避難を考慮し、極力周辺地盤より高い路面高を確保すること

- 町は、上記条件を満たす避難路を選定した場合、周辺道路の交通規制について道路管理者及び県公安委員会（警察）と協議し、避難路の確保を図るとともに、危険施設（ブロック塀等）の調査を行い、避難経路の変更や危険要因等の排除に努める。

7 避難路等の整備

1 避難路・避難階段の整備・改善

- 町は、住民が徒歩で確実に安全な場所に避難できるよう、地域の実情に応じ、適宜、避難路を整備し、その周知に努めるとともに、その安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努める。

2 津波避難の迅速化の考慮

- 町は、避難路の整備に当たっては、地震の揺れによる段差の発生、避難車両の増加、停電時の信号減灯等による交通渋滞や事故の発生等を十分考慮するとともに、地域の実情に応じて高台方向に向かう車線の拡幅や多車線化等、津波避難の迅速化も念頭に置いた検討を行う。

3 避難路等の安全性の向上

- 町は、避難経路に面する建物の耐震化、ブロック塀の転倒防止等を進めるための安全基準の普及・啓発を推進するとともに、落橋防止、盛土部の沈下防止、液状化等の影響により避難路等が寸断されないよう耐震化対策を実施する。
- 町は、高速道路等の緊急的な利用等、津波発生時のみ通行可能とする道路等の利用ルールを県、町及び道路管理者等が一体となって検討する。
- 町は、歩行者と車の同時利用を考慮して、避難路の確保を検討する。

第2章 災害予防対策

4 避難誘導標識等の設置

(1) 避難誘導標識等の整備

- 町は、指定した避難路について、誘導標識等を設置し、過去の災害時や今後予想される津波による浸水域や浸水高、避難場所・津波避難ビル等や避難路・避難階段の位置等を町のいたる所に示すことや、蓄光石やライト、太陽光パネルを活用した避難誘導灯を整備し、夜間でも分かりやすく誘導できるよう表示する等、住民が日常の生活の中で、円滑な避難ができるような取組みを行う。

(2) 多言語化の推進

- 町は、避難場所や避難経路の標示等、災害に関する案内板等については、多言語の併記標示を進め、外国人の避難に支障のないよう努める。

(3) 浸水高表示に関する留意点

- 町は、浸水高等の「高さ」をまちの中に示す場合には、過去の津波災害時の実績水位を示すのか、あるいは予測値を示すのか、数値が海拔なのか、浸水高なのか等について、住民等に分かりやすく示すよう留意する。

(4) 道路の交通容量の確認

- 町は、原則徒歩での避難の徹底を図りながら、自動車での避難が多くなるおそれがある場合は、交差点部や橋梁部等、渋滞が発生する可能性のある場所において、十分な容量が確保されているかの確認を行う。

8 消防機関等の対応

1 消防職員の安全確保対策

- 町は、消防職員の安全及び消防活動の継続を図るとともに、住民の避難誘導を行うため、職員の身に津波による危険が迫れば「消防職員も退避する。」ということの基本とし、このことを事前に住民に周知し、理解を得ておくよう努める。
- 町は、津波の浸水想定区域内の活動については、津波到達時間内での「活動可能時間」を判断し、その時間の中で活動するよう、あらかじめルール化を図る。

2 消防団員の安全確保対策

- 町は、津波到達予想時間が短い地域における退避優先等の退避ルールの確立及び水門等の閉鎖活動の最小化や退避誘導活動等の最適化等の津波災害時の消防団活動の明確化を図るとともに、以下の内容を含む、津波災害時の消防団活動・安全管理マニュアルの作成に努める。

ア 退避のルールを確立し、住民への事前説明により理解を得ること

第2章 災害予防対策

- イ 指揮者のもと、複数人で活動すること
- ウ 津波到達予想時間を基に、出勤及び退避に要する時間を踏まえ、活動可能時間を設定すること
- エ 活動可能時間の経過前でも、危険を察知した場合は、直ちに退避命令を出すこと

9 津波避難計画の作成

- 町は、津波浸水域予測図等を基に、避難場所・避難経路等を明示した津波ハザードマップを作成し、それを基にした町避難計画の策定を行う。

1 津波避難計画の策定及び周知徹底

- 町は、県から提供される津波浸水予測図をもとに、具体的なシミュレーションや訓練の実施等を通じて、避難対象地域、避難場所・避難施設、避難路、避難経路、津波情報の収集・伝達の方法、避難勧告・指示の具体的な発令基準、避難訓練の内容等を明示した、具体的かつ実践的な津波避難計画の策定を行うとともに、その内容の住民等への周知を図る。
 - ア 住民への周知内容
 - イ 避難対象地域
 - ウ 避難の勧告又は指示を行う具体的な発令基準（資料5）及び伝達方法
 - エ 津波情報の収集・伝達の方法
 - オ 避難路及び避難経路、誘導方法
 - カ 指定避難所の名称、所在地、収容人員
 - キ 指定緊急避難場所の名称、所在地、収容人員 等

2 地域ごとの避難計画策定支援

- 町は、津波避難計画の策定に当たり、自主防災会等、沿岸地域住民がワークショップ等を開催する等、住民、自主防災組織、消防機関、警察、学校等の多様な主体の参画により、津波避難マップ等のよりきめの細かい地域ごとの避難計画を策定するための支援を行う。

3 地域防災力の向上

- 町は、ハザードマップの整備、防災教育、防災訓練の充実、避難場所・津波避難ビル等や避難路・避難階段の整備・確保等のまちづくりと一体となった地域防災力の向上に努める。

第2章 災害予防対策

4 避難行動要支援者への配慮

- 町は、避難計画の作成に当たり、防災担当部局と福祉担当部局との連携のもと、消防団、自主防災組織等の防災関係機関及び社会福祉協議会、民生委員・児童委員等の福祉関係者と協力し、避難行動要支援者の共有や避難支援者をあらかじめ明確にしておく等、避難行動要支援者の避難支援の体制構築に配慮する。

10 避難に関する広報（資料33参照）

- 町は、指定避難所等を明示した表示板の整備を積極的に実施するとともに、避難場所・避難所・避難路等を記載したハザードマップ、防災マップ、地震発生時の行動マニュアル等を分かりやすく作成し、住民等へ配布し、周知を図る。
- 町は、実際に避難することになった場合の広報活動を考慮し、防災行政無線等の整備拡充を図る。

11 施設の管理者への指導

- 町は、学校、病院等不特定多数の者が利用する施設の管理者に対して、大規模津波災害等を想定した施設利用者の避難誘導計画を定め、従業員等に周知徹底を図るとともに、訓練の実施に努める。

12 避難誘導対策

- 町は、住民等が津波襲来時に的確な避難を行うことができるよう、津波避難に関する意識啓発のための対策として、避難路や避難情報について住民等に周知を図るとともに、「津波避難誘導標識等整備ガイドライン（案）」を参考に、海浜地への立看板の設置、パンフレット、チラシ等を作成し、海浜利用者等に対して、津波防災の知識の普及を図る。
- 町は、消防機関及びその他防災関係機関と協力し、夜間、休日においても、沿岸の住民や海浜にいる観光客及び旅行者等に対して、津波情報を迅速かつ正確に伝達できるよう、避難誘導體制を整備する。

13 教育機関における対応

1 児童生徒等の安全対策

（1）引渡しに関するルールの方策

- 町及び教育委員会は、学校等が保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールを、あらかじめ定めるよう促す。

第2章 災害予防対策

(2) 安全確保対策の検討

- 学校等の校長又は園長(以下「校長等」という。)は、地震・津波災害が発生した場合又は町長等が避難の勧告若しくは指示を行った場合等における、児童生徒等の安全の確保を図るための対策をあらかじめ検討する。

(3) 引渡し対応の検討

- 校長等は、児童生徒等の引渡しについては、平常時から家庭の状況を把握し、保護者等の帰宅が困難になるような家庭の児童生徒等については、学校等に留めるなどの事前の協議・確認を行うとともに、登下校中に災害が発生した場合の対応や児童生徒等を引渡さず保護者とともに学校等に留まることや避難行動を促す等対応について併せて検討する。

2 避難環境の整備

- 町は、津波浸水想定地域における児童生徒等の安全確保のため、高台等へ通じる避難路等の整備や建物の高層化等、各地域の実情等を踏まえた学校等の津波対策に努める。

3 連絡・連携体制の構築

- 町は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所等の施設と町間、施設間の連絡・連携体制の構築に努める。

第2章 災害予防対策

第21節 避難収容対策

主な実施担当	危機管理室、保健福祉課、地域包括支援センター、産業振興課、まちづくり整備課、学務課、生涯学習課
防災関係機関等	

1 方針

大規模津波災害時には、津波、あるいは火災等二次災害により、避難が長期化するおそれがある。町は、地震津波等による家屋の倒壊、焼失・流失等により住居を喪失した住民を収容するための指定避難所として、避難収容施設をあらかじめ指定し、整備を図るとともに、位置や避難に当たっての方法を住民に周知する。この場合、指定避難所は原則として公共建築物とし、停電、断水、ガスの供給停止等の事態に耐えうる施設とする。(資料2参照)

※指定緊急避難場所及び指定避難所について、今後必要に応じて見直しをする

さらに、平常時から被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、被災者支援の仕組みの整備等に努める。

2 指定避難所の確保

1 指定緊急避難場所と指定避難所の違いの周知徹底

- 町は、避難所の整備に当たり、これらを津波から緊急に避難する避難場所としても使用できるように、できるだけ浸水の危険性が低く、かつ避難後においても孤立せず、津波の襲来状況によってはさらなる避難が可能となるような場所に整備するよう努める一方で、専ら避難生活を送る場所として整備された避難所を津波から緊急に避難する避難場所と間違わないよう、両者の違いについて住民への周知徹底を図る。

2 指定避難所の代替施設の指定

- 町は、指定避難所が被災した場合の代替施設について、他市町村施設等との連携も含め、あらかじめ指定する。

3 指定避難所等の指定基準

- ① 規模条件：被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有するものであること

※避難所の必要面積 短期間（1～3日程度）：1.6 m²/人

長期間（3日を超える期間）：3.2 m²/人

また、今後の避難者数の増減を考慮し、施設の整備目標を「2.0 m²/人」とする

第2章 災害予防対策

- ② 構造条件：速やかに、被災者等を受入れ、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること
救援、救護活動を実施することが可能であること
その他被災者が生活するうえで、町が適当と認める場所であること
- ③ 立地条件：想定される災害による影響が比較的少ない場所に立地していること
給水、給食等の救助活動が可能であること
- ④ 交通条件：車両その他の運搬手段による物資の輸送等が比較的容易な場所にあるものであること

4 指定避難所の施設・設備の整備

(1) 指定避難所の施設の整備

- 町は、指定避難所において、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器、電気通信事業者と連携して特設公衆電話の事前設置等のほか、暑さ・寒さ対策としての空調、洋式トイレ等要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備に努める。

(2) 物資等の備蓄

- 町は、指定避難所又はその近傍での備蓄施設の確保や避難所ごとに避難者数を想定して、必要最小限の食料、飲料水、常備薬、炊き出し用具、毛布及び災害用トイレ等のほか、要配慮者に対応した物資の備蓄に努めるとともに、施設設置者へ備蓄の働きかけを行う。
- 町は、備蓄品の選定にあたり、高齢者・乳幼児・女性等へ配慮する。

5 指定避難所の運営・管理

- 町は、避難所の管理体制を整備するため、次の事項を実施する
 - ア 避難所の管理責任者をあらかじめ定めておく
 - イ 避難所の運営に必要な資機材等の整備に努める
 - ウ 運営に必要な事項について、あらかじめ避難所設置・運営マニュアル等を作成する
 - エ 住民等に対し、住民参加による避難所開設・運営訓練等を通じて、避難所の自主的な運営管理のために必要な知識等の住民への普及に努める
 - オ 指定した避難所については、施設・設備や周辺地域の状況の変化を調査して、定期的に避難所としての適性について、当該施設の管理者等と定期的に検討を行い、避難機能の整備充実に努める
 - カ ボランティア活動が円滑に行われるよう、あらかじめ準備する

第2章 災害予防対策

- キ 避難者情報の収集に際し、個人情報保護しつつ、より円滑に避難者情報の収集が行われるよう、事前に避難所の管理責任者との間で実施ルールを定めるよう努める
- ク より早い段階での避難所の衛生状況の改善と感染症対策のため、避難所における感染症発生状況調査の実施時期と実施体制を事前に検討しておく
- ケ 避難所の運営に女性の参画を推進し、男女のニーズの違い等、男女双方の視点に配慮できるよう、事前に運営体制を検討しておく

6 県有施設を避難所とする場合の対応

- 町は、県有施設を避難所として指定する場合は、あらかじめ県と使用する施設の区分(施設ごとの個別指定や使用順位等)や運営体制等について十分に協議し、防災拠点としての機能が損なわれないよう努める。

7 学校等教育施設を避難所とする場合の対応

(1) 運営体制等についての協議

- 学校等教育施設を避難所として指定する場合は、学校が教育活動の場であることに配慮するとともに、避難所としての機能は応急的であることを認識のうえ、あらかじめ当該施設の管理者及び施設を所管する教育委員会等と、使用する施設の区分(校庭、体育館、教室等の個別指定や使用順位等)や運営体制等について十分に協議し、災害時及び災害復旧後の教育活動が速やかに正常化できるよう努める。

(2) 防災機能の強化

- 町は、公立の小中学校等施設について、天井材や外装材等の非構造部材も含めた耐震化を推進するとともに、貯水槽、備蓄倉庫、トイレ、自家発電装置、通信設備等を整備することにより、災害時の応急避難場所として、防災機能の強化に努める。

(3) 津波の被害のおそれのある場所での対応

- 町は、やむを得ず津波による被害のおそれのある場所を避難所に指定する場合は、建築物の耐浪化及び非常用発電機の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄等防災拠点化を図る。

8 福祉避難所の確保

(1) 福祉避難所の整備及び指定

- 町は、県と連携を図りながら、社会福祉施設、公共宿泊施設等の管理者との協議により、要配慮者が介護・医療的ケア等の相談等の必要な支援が受けられる

第2章 災害予防対策

等、安心して避難生活ができるよう配慮がなされた福祉避難所の整備や民間の特別養護老人ホーム等の施設を福祉避難所として指定するように努める。

(2) 福祉避難所の指定基準

- バリアフリー化等要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、また相談や助言等の支援を受けることができる体制等を有すること。

(3) 他市町村での受入れ拠点の確保

- 町は、福祉避難所等での受入れが困難な在宅の要配慮者や被災した施設の利用者等を町外で受入れる施設の確保に努める。

9 広域避難の対策

- 町は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他県や他市町村との広域一時滞在に係る応援協定を締結する等、発災時の具体的な避難・受入れ方法を含めた手順等を定めるよう努める。

3 避難の長期化対策

1 栄養状況調査の実施

- 町は、災害時の避難所調査の実施方法・体制や、栄養指導、食事の改善、栄養補助食の提供を行う体制を整備する。

2 生活環境の確保

- 町は、避難所の設備の整備について、プライバシーの確保等に配慮するとともに、出入口の段差の解消や表示の外国語併記のほか、空調、洋式トイレや簡易ベッド等要配慮者への配慮や、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置、避難所での安全性の確保等、女性や子育て家庭への配慮を積極的に行う。
- 町は、避難所に必要な次の設備及び資機材をあらかじめ配備し、又は必要なとき直ちに配備できるよう準備しておく。
 - ア 通信機材
 - イ 放送設備
 - ウ 照明設備（非常用発電機を含む。）
 - エ 炊き出しに必要な機材及び燃料
 - オ 給水用機材
 - カ 救護所及び医療資機材
 - キ 物資の集積所
 - ク 仮設の小屋又はテント

第2章 災害予防対策

ケ 防疫用資機材

コ 工具類

4 避難所における愛護動物の対策

- 町は、避難所におけるペットの扱いについて、鳴き声、臭い、アレルギー対策、衛生面に関する問題等から、生活スペースから離れた場所でケージにおいて飼育する等の注意事項を可能な限り避難所開設・運営マニュアルに記載する。

5 応急仮設住宅対策

- 町は、避難生活が長期化する場合に備えて、応急仮設住宅等の建設が可能な公有地等の用地の把握に努める。
- 町は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅の空き家等の把握を行うとともに、応急仮設住宅用の用地を把握し、(社)プレハブ建築協会と連携を図って応急仮設住宅の整備に要する供給体制の整備に努める。

6 帰宅困難者対策

1 基本原則の周知

- 町は、大規模地震・津波発生直後においては、救助・救急、消火及び緊急輸送等の応急活動を迅速に行う必要があることから、帰宅困難者の発生を抑制するため「むやみに移動を開始しない」という基本原則について、平常時から積極的に広報し、住民、企業、関係団体等への周知を図る。

2 安否確認方法の周知

- 町は、帰宅困難者とその家族間において安否確認が取り合えるように、携帯電話災害用伝言板（web171）や災害用伝言ダイヤル（171）等の複数の安否確認手段や、家族間であらかじめ確認手段を決めておく必要性について周知を図る。

3 企業・学校等の取組みの促進

- 町は、企業・学校等が従業員や顧客、児童・生徒などを一定期間施設内に留めるために必要となる飲料水、食料、物資等の備蓄や建物の耐震化、大型の什器・備品の固定の促進を図る。

4 避難対策

(1) マニュアルの作成

第2章 災害予防対策

第1章 津波

第2章 津波

第3章 津波

第4章 津波

- 町は、連携して帰宅困難者用の一時滞在施設の確保に努めるとともに、開設基準や運営マニュアルの作成及び一時滞在施設における飲料水等の計画的な備蓄を進める。

(2) 情報伝達体制の整備

- 町は、帰宅困難者用の一時滞在施設の場所の周知や発災時の施設への円滑な誘導等の対応を図るため、平常時から鉄道事業者等との連携を強化する。
- 町は、鉄道事業者との情報伝達体制を確保するとともに、帰宅困難者に対して携帯電話やインターネット等を活用し迅速に情報を提供できるよう、対策の検討を行う。

(3) 備蓄の確保

- 町は、帰宅困難者が避難することが想定される一時滞在施設において、食料・物資・医薬品等の備蓄を行う。

5 徒歩帰宅者対策

- 町は、各種事業者・団体と協定を締結し、徒歩帰宅者に対して飲料水、トイレ、交通情報等の提供を行う協定締結先の拡充に努める。

6 訓練の実施

- 町は、関係機関の協力を得て、帰宅困難者用の一時滞在施設の迅速な開設、開設状況の広報、運営管理のための訓練の実施を推進する。

7 帰宅支援対策

- 町は、鉄道事業者等の交通事業者と連携し、災害発生時に公共交通が不通となった場合の帰宅困難者の移動支援対策をあらかじめ講ずる。
- 町は、タクシー事業者や福祉事業者等と連携し、要配慮者の交通手段の確保にも努める。

7 被災者等への情報伝達体制等の整備

1 情報伝達手段の確保

(1) 多様な伝達手段の確保

- 町は、被災者等への情報伝達手段として、特に防災行政無線(戸別受信機を含む。)の整備を図るとともに、臨時災害FM等の活用、携帯電話(緊急速報メール機能を含む)、ソーシャルメディア等のあらゆる媒体の活用による多様な伝達手段の整備し、迅速な避難行動が取れるよう周知を図る。
- 各家庭への戸別受信機の導入について、検討する。

第2章 災害予防対策

第1章 津波

第2章 津波

第3章 津波

第4章 津波

(2) 多様な主体への情報伝達体制の整備

- 町は、要配慮者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者、帰宅困難者等情報が入手困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備に努める。

2 役割・責任の明確化

- 町は、被災者等に対して、必要な情報が確実に伝達され、かつ共有されるように、その際の役割・責任等の明確化に努める。

3 生活情報伝達体制・施設・設備の整備

- 町及び放送事業者等は、地震に関する情報及び被災者に対する生活情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備を図る。

4 居住地以外の市町村への避難者への対応

- 町は、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の市町村が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図る。

第2章 災害予防対策

第2.2節 食料、飲料水及び生活物資の確保

主な実施担当	危機管理室、企画財政課、保健福祉課、地域包括支援センター、産業振興課、上下水道事業所
防災関係機関等	

1 方針

住宅の被災等による食料、飲料水及び生活物資の喪失、流通機能の一時的な停止や低下等が起こった場合には、被災者への生活救援物資の迅速な供給が必要であるため、災害発生直後から時間経過に応じ被災者に対し円滑に食料、飲料水、燃料及び生活物資の供給が行えるよう、物資の備蓄並びに調達及び輸送体制の整備を図っていく。

2 住民への啓発

- 町は、防災の基本である「自らの生命は自ら守る」という原則に基づき、最低3日分の食料（そのまま食べられるか、簡単な調理で食べられるレトルト食品、缶詰等）及び飲料水（缶入りやペットボトルのミネラルウォーター等）を非常時に持出しができる状態で備蓄するよう啓発に努める。
- 町は、家族構成を考慮して、避難するときに持ち出す最低限の生活用品について準備しておくよう指導する。
- 町民は、地域における住民相互扶助の仕組みづくりを進め、最低3日分の食料、飲料水、生活必需品の備蓄や非常持出品の準備に努める。
- 事業所等は、災害発生に備えて、社員やその家族、さらには地域住民も考慮しながら、3日分の食料、飲料水の備蓄に努める。
- 町は、町民等が食料、飲料水、生活用品の備蓄について、自発的に取り組むよう啓発に努める。
- 町は、小口・混載の支援物資を送ることは被災市町村の負担になること等、被災地支援に関する知識の普及に努める。

3 食料及び生活物資等の供給計画の策定

- 町は、大規模な津波災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定される等地域の地理的条件等も踏まえて、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料その他の物資について、あらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それらの必要な物資の供給のための計画を定めておく。

第2章 災害予防対策

- 町は、物資の調達、在庫管理、物資ニーズ収集等における、分類方法の違いによる需要と供給のミスマッチを避けるため、救援物資の分類方法も統一しておく。

4 食料及び生活物資の確保

1 食料・生活物資の確保

- 町は、県の被害想定調査結果等を参考にしながら町の備蓄食料の目標数量を定め、クラッカー、缶詰、レトルト食品等の調理を要しないか、又は調理が容易な食品で、保存期間が5年程度のもを非常用食料として計画的に備蓄することに努める。
- 町は、生活必需品等について、町として備蓄が必要な品目及び数量について検討し、計画的に備蓄することに努める。
- 町の備蓄物資については、役場庁舎等への拠点備蓄とともに、分散備蓄についても検討していく。
- 町は、備蓄物資について台帳等の整備を行い、定期的に保存状態を確認するとともに、食料については、期限の切れるものから順次、防災訓練等の機会に使用するものとする。
- 大きな災害時にはトイレが不足する事態も考えられるため、町は災害用トイレや凝固剤等の備蓄に努める。
- 町は、備蓄物資を補完するため、スーパーや生活協同組合等関係業者等とあらかじめ協定を締結する等、災害時における調達先を確保しておくものとする。(資料9参照)

2 初期の対応に十分な備蓄量の確保

- 町は、備蓄を行うに当たって、備蓄場所、品目、数量等の点検・洗い出しの調査を行い、大規模な津波が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のようには実施できないという認識に立ち、各々で想定される最大避難者数の3日分等、初期の対応に十分な量の物資を備蓄する。

3 公共用地、国有財産の有効活用

- 町は、備蓄にあたり、国と連携し、公共用地、国有財産の有効活用を図る。

4 集中備蓄・分散備蓄体制の整備

- 町は、仮設トイレや投光器等物資の性格に応じ、大型で数量が少なく、緊急性を要しないものは集中備蓄、災害発生後に被災地において大量に必要となり迅速に対応すべきものは、避難所の位置を勘案した倉庫等への分散備蓄を行い、体制の整備に努める。

5 備蓄拠点の整備

- 町は、備蓄拠点について、物資の緊急輸送活動が円滑に行われるようあらかじめ体制を整備する。

第2章 災害予防対策

第1章 津波

第2章 津波

第3章 津波

第4章 津波

6 備蓄物資の選定時の配慮

- 町は、備蓄物資の選定に当たっては、管理栄養士等の意見を聞くなど、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者、女性や子育て家庭の避難生活、アレルギー対策、避難生活の長期化における栄養バランス等について配慮する。

7 データベースの構築とパッケージ化の検討

- 町は、あらかじめ、予想される被災者の数、高齢者の数等のデータベースの構築等に努め、発災時点でその数を予測することができるようにしておくとともに、発災後3日間を目安に、飲料水・食料・生活用品(毛布・タオル・マスク・歯ブラシ・食器・ティッシュ・ラップ等)をパッケージ化して備蓄しておくことも検討する。

8 食料及び生活物資の供給体制の確保

- 町は、救援物資の集積場所及び管理体制等を定めておき、必要に応じて施設の整備等を行う。
- 町は、炊き出し実施場所をあらかじめ定めておくとともに、日赤奉仕団等実施協力団体と必要に応じて協議を行い、円滑な食料供給ができるようにしておく。また、炊き出しに必要な調味料、器具及び食器等の備蓄・調達についても検討しておくものとする。
- 町は、非常食の備蓄を補完するため、関係業界等とあらかじめ協定を締結する等、災害時における調達先を確保しておく。

5 飲料水の確保

1 備蓄

- 町は、被害想定等を参考にしながら最小限の飲料水の備蓄に努めるほか、被災地における迅速な対応を図るため、分散備蓄を行う。

2 給水資機材

- 町は、災害時における応急給水に必要な給水車、給水タンク、給水用ポリ容器、給水用ポリ袋等の給水資機材を計画的に備蓄することに努める。

3 応急体制

- 町は、日本水道協会宮城県支部等の関係機関と連携を図り、必要に応じ、関係機関に応援要請ができる体制を整える等、応急体制の確立を図る。

6 燃料の確保

第2章 災害予防対策

第1章 津波

第2章 津波

第3章 津波

第4章 津波

1 町における協定

- 町は、災害発生時において可能な限り早期に生活基盤の復旧を図るため、石油商業協同組合等と必要な協定等を締結する等して、燃料の確保に努める。

2 災害応急対策車両専用・優先給油所の指定

- 町は、協定等に基づき、災害発生時において災害応急対策車両が専用又は優先して給油が受けられる給油所をあらかじめ指定しておくとともに、災害対応力の強化に努める。
- 町から指定のあった災害応急対策車両専用・優先給油所は、県及び沿岸市町と協力して日頃からその旨を明示し、災害時に混乱が生じないよう周知を図る。

3 普及啓発

(1) 燃料管理等の普及啓発

- 町は、災害発生時の燃料の供給不足に伴う混乱を防止するため、日頃から町民及び事業者等に対し、車両の燃料を日頃から半分以上としておくよう心掛ける等、災害発生時に備えた燃料管理等の普及啓発を行う。

(2) 車両を要する住民等の自助努力の徹底

- 日常生活や事業活動において、車両が必要不可欠な住民及び事業所は、車両の燃料を日頃から半分以上としておくよう心掛ける等、自助努力に努める。

第2章 災害予防対策

第23節 要配慮者への対応

主な実施担当	危機管理室、保健福祉課、地域包括支援センター、産業振興課、生涯学習課
防災関係機関等	山元町民生委員児童委員協議会、自主防災会連絡会

1 方針

町は、大規模地震・津波災害時において、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、アレルギー等の慢性疾患のある者、要配慮者、また団体旅行客等も被災することが考えられ、その場合、より危険・困難な状態に置かれる可能性があること、さらに避難後の生活にも配慮を必要とすることが予想される。また、在住外国人が災害発生時において、言語の不自由さ、生活習慣の違い等から生じる孤立等を防止する必要がある。

町、社会福祉施設及び介護老人保健施設（以下「社会福祉施設等」という。）等の管理者は、要配慮者の災害予防に万全を期するものとする。

2 高齢者、障害者等

1 社会福祉施設等の安全確保対策

（1）防災点検及び防災資材の配備

- 社会福祉施設等は、定期的に施設の耐久性・耐火性を点検し、建築年数や老朽度合い等に応じて必要な修繕等を行い、災害に対する安全性の確保に努める。
- 社会福祉施設等は、電気、水道等の供給停止に備え、入所者が最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水、医薬品類等の備蓄を行うとともに、施設機能の応急復旧や治療等に必要非常用自家発電機等の防災設備の整備に努める。
- 社会福祉施設等は、車イスで利用可能な身障者用トイレの整備等、施設内部や周辺のバリアフリー化に努める。

（2）組織体制の整備

- 社会福祉施設等は、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務分担、動員計画、施設関係者緊急連絡体制、県へのライフライン等の被害・復旧状況報告体制等を盛り込んだ非常災害に関する具体的計画を作成する。
- 社会福祉施設等は、町と連携し、施設相互間並びに他の施設、近隣住民、自主防災組織、ボランティア組織等との日常の連携が密になるよう努め、入所者の実態等に応じた協力が得られるよう体制づくりを行う。

第2章 災害予防対策

(3) 防災教育及び避難誘導方法の確立

- 社会福祉施設等は、入所者及び従事者等に対し、避難経路及び避難場所を周知し、基本的な防災行動がとれるよう、災害に関する基礎的な知識や災害時に取るべき行動等について理解や関心を高めるための防災教育を行い、入所者及び従事者が、発災時において適切な行動がとれるよう、施設の構造や入所者の判断能力、行動能力等の実態に応じた防災訓練を定期的にする。
- 社会福祉施設等は、施設の構造や利用者の身体的特徴を考慮し避難誘導方法を確立しておく。

(4) 業務継続体制の構築

- 社会福祉施設等の管理者は、施設や設備が大きく被災し入所者が施設での生活が継続できない場合には、介護環境を確保できる他の同種又は類似の施設に利用者を避難させるとともに、他施設からの介護職員等の応援派遣等により介護の継続が可能な体制を整えることが速やかにできるよう、あらかじめ施設間において業務継続に関する体制づくりを行う。

2 在宅の要配慮者の災害予防対策

(1) 避難行動支援に係る全体計画の策定

- 町は、「避難行動要支援者の支援に関する取組指針(平成25年8月)」(以下「取組み指針」という。)及び「宮城県避難行動要支援者等に対する支援ガイドライン(平成25年12月)」(以下、「支援ガイドライン」という。)を基に、要配慮者支援に係る全体的な考え方と避難行動要支援者に対する個別計画で構成する避難支援プランを作成する。
- 町は、消防団員や民生委員・児童委員等の避難支援者等関係者の安全確保等にも十分留意する。

(2) 要配慮者の実態把握

- 町は、民生委員等の協力を得て、在宅で介護を受けている要配慮者を的確に把握するための整備に努める。その際、プライバシーの保護には十分配慮するとともに、個人情報の保護について徹底を図る。
- 自主防災組織は、あらかじめ、一人ひとりの避難行動要支援者に対し、複数の避難支援等関係者を定め、車による避難も含む支援方法、避難先を決めておく等、避難行動要支援者を避難させるための具体的な計画を策定するよう努める。
- 町は、災害による犠牲者となりやすい要配慮者の把握に努め、災害発生時に迅速な対応が取れるよう備える。
- 町は、避難所設置・運営マニュアル等に基づき、次の事項に留意し把握等を行う。

第2章 災害予防対策

① 要配慮者の所在把握

- 町は、住民登録や福祉等の各担当部門が保有する情報から、事前に要配慮者をリストアップし、どのような要配慮者(電源を必要とする医療機器の使用の有無を含む。)がどこに住んでいるのかの所在情報を取りまとめるように努める。この場合、災害時には防災関係機関等に開示されること等について事前に本人又はその家族から同意を得ておく。
- 町は、自主防災会等の地域コミュニティを活用する等、地域における共助による所在把握の取組みを推進する。

② 所在情報の管理

- 常に最新の情報を把握し、内容を更新のうえ、関係者で共有する体制を構築する。
- 災害時における関係機関の役割を踏まえ、避難行動要支援者情報の開示時期、開示先の対象機関、開示範囲を定めておく。
- 個人情報保護の観点から、データベース化等を進めると共に、データの漏洩防止等の適切な管理を行い、緊急時に必要最低限の情報が取り出せるよう整備に努める。なお、災害による電源喪失やコンピュータの破損等を考慮し、紙媒体での情報も保管しておく。

(3) 避難行動要支援者名簿の作成

① 避難行動要支援者の把握

- 町は、要配慮者のうち避難行動要支援者の把握に努め、発災時に迅速な対応が取れるよう備えることとし、避難行動要支援者の特性に応じて、避難行動要支援者名簿を整理し管理する。また、在宅の状態にない、病院や社会福祉施設等に入院・入所している要配慮者に関しても可能な限り把握する。避難行動要支援者名簿の情報は、町が保有する情報のほか宮城県が保有する情報についても必要に応じて要請し取得する。

② 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

- 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲は、生活の基盤が自宅にある者のうち以下の要件に該当する者とする。
 - ア 要介護1～5を受けているもの
 - イ 身体障害者手帳1・2級(総合等級)の1種を所持する身体障害者
 - ウ 療育手帳Aを所持する知的障害者
 - エ 精神障害者保健福祉手帳1級を所持する者
 - オ 生活支援を受けている難病患者
 - カ 75歳以上の独り暮らし及び高齢者世帯

第2章 災害予防対策

キ 上記のほか関係者が支援の必要と認めた者

③ 避難行動要支援者名簿の記載事項

- 名簿に記載する事項は、氏名、生年月日、性別、住所又は居所、電話番号その他の連絡先、避難支援等を必要とする事由、その他避難支援の実施に関し町長が必要と認める事項とする。

④ 避難行動要支援者の同意と名簿情報の提供

- 町は、災害発生における円滑かつ迅速な避難支援等の実施を支援するため、避難行動要支援者本人から同意を得た件に関し、避難行動要支援者名簿の名簿情報を、あらかじめ避難支援等関係者に提供する。また、転入・転出、身体的状況の変化等により名簿情報の変更が生じる場合があることから、常に最新情報の把握に努める。
- 町は、現に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために特に必要があるときは、「災害対策基本法」を根拠として、その同意の有無にかかわらず、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に名簿情報を提供することができる。
- 町は、災害が発生した際に避難行動要支援者が円滑かつ安全に避難を行えるよう、避難情報等の発信について考慮する。

⑤ 情報管理の徹底

- 避難行動要支援者名簿情報は、個別具体的な個人情報を含むため、避難行動要支援者名簿の提供に際しては、町は災害対策基本法に基づき避難支援等関係者に守秘義務が課せられており、個人情報の漏洩防止及びその他個人情報の適正な管理に関する適切な措置を講ずる。

⑥ 避難支援等関係者

- あらかじめ名簿情報を提供する避難支援等関係者は、以下のとおりとする。
 - ア 消防機関及び消防団
 - イ 警察
 - ウ 民生委員
 - エ 町社会福祉協議会
 - オ 各行政区長及び自主防災組織
 - カ その他避難支援の実施に係る関係者
- 町は、避難支援等関係者の身体的安全を守るために避難支援等関係者の行動範

第2章 災害予防対策

困や最終的な「退避」の判断基準について明確にし安全を最大限確保するとともに、避難支援等関係者だけでなく避難行動要支援者等にそれらについてあらかじめ周知し相互理解を進める。

(4) 支援体制の整備

- 町は、ガイドライン手引きを参考とし、自主防災組織の育成及び指導を通じ、災害時における情報伝達や救助、避難誘導等について、自治会や町内会等と連携し、地域社会全体で要配慮者を支援するための体制整備に努める。
- 町は、体制づくりに当たっては、地域における生活者の多様な視点を反映させるため、女性の積極的な参加が得られるよう努める。

(5) 防災設備等の整備

- 町は、既に整備済みである独り暮らし高齢者や障害者を対象とした「緊急通報システム」を活用しながら協力員(ボランティア等)や市町村等による地域福祉のネットワークづくりを進める。
- 町は、聴覚障害者等への災害情報の伝達を効果的に行うための文字放送受信装置等の普及に努めるとともに、在宅者の安全性を高めるため、自動消火装置及び火災報知器等の設置を推進する。

(6) 相互協力体制の整備

- 町は、社会福祉協議会、民生委員、ケアマネジャー、介護職員等の福祉サービス提供者、障害者団体等の福祉関係者、要配慮者の近隣住民(自主防災組織等)、ボランティア組織等との連携により、要配慮者の安全確保に関する相互協力体制を整備する。

(7) 情報伝達手段の普及

- 町は、各種福祉団体と協力し、高齢者でも扱える携帯端末(ワンタッチボタン、GPS機能付)、デジタルサイネージ(情報が常に流れているもの)の他、視覚障害者向けの文字情報によるラジオ放送、視覚障害者向けの受信メールを読み上げる携帯電話、肢体不自由者向けのフリーハンド用機器を備えた携帯電話等、要配慮者個々の特性に配慮した通信手段の普及に努める。

3 福祉避難所の確保

(1) 福祉避難所の整備・指定

- 町は、施設の津波や土砂災害等の被災リスクに対する安全性確保やバリアフリー化、避難スペースが確保されている等、要配慮者のために特別の配慮がなされた福祉避難所の整備や、民間の特別養護老人ホーム等の施設を福祉避難所と

第2章 災害予防対策

して指定するように努める。

(2) 町の域を超えた要配慮者の受入れ体制の構築

- 町は、県と連携を図りながら、町での受入れが困難な在宅の要配慮者を想定し、町の域を越えて受入れる体制の構築に努める。

(3) 福祉避難所の構造・設備

- 町は、県と連携を図りながら、福祉避難所において、要配慮者が避難生活を送るために必要となる洋式トイレ、車イス、簡易ベッド等の障害者・高齢者を考慮した設備や、ミルク、ほ乳びん等の乳児用備品、及び授乳に配慮するための設備といった、女性や子育て家庭に十分配慮した構造・設備の配備に努める。

(4) 支援対策要員の確保

- 町は、県と連携を図りながら、福祉避難所において、要配慮者の介護・医療的ケア等の相談や介助等の支援対策が円滑に実施できる要員の確保に努める。

4 福祉サービスの継続と関係機関の連携

- 町は、災害時における福祉サービスの運用方針等に関し、国や県と密接に連絡を取るとともに、介護・医療的ケア等の福祉サービスの継続に必要な体制を確保する。
- 町は、関係者間で密接な連携を図り、他の地方公共団体等からの広域的な応援派遣や受入れも活用しながら福祉サービスの継続に必要な体制を整える。

5 家族を含めた防災訓練の実施

- 町は、近隣住民、自主防災組織、ボランティア組織等の協力により、要配慮者やその家族を含めた防災訓練の実施に努める。

6 要配慮者自身の備え

- 町は、平常時に要配慮者自身あるいは家族ができる範囲で準備を働きかけるほか、以下のような「自助」の考え方についても、普及に努める。
 - ア 避難する場合は、避難場所を書いた紙を玄関に貼っておく
 - イ 防災用品を揃える
 - ウ 貴重物品をまとめておく
 - エ 近所の人に災害時の支援について依頼しておく
 - オ 防災訓練に参加する 等

3 外国人支援対策

第2章 災害予防対策

- 町は、県と連携して外国人のニーズ等を把握するとともに、防災意識の啓発や災害予防対策を行うものとする。
- 町は、外国語対応の防災マップ・行動マニュアルを作成・配布するとともに、防災講習会等を積極的に実施し、災害時取るべき行動や指定緊急避難場所、さらに避難経路の周知徹底を図ること。
- 町は、避難場所までの案内板等に外国語を併記すること。
- 町は、防災訓練の実施に当たっては、地域に住む外国人を含めること。
- 町は、外国人を多く就業させている事業所等に対し、防災講習会の開催を働きかける等、行政と民間が連携した防災体制の整備を行うこと。
- 町は、災害時の広報活動等に備え、通訳者等必要な人員の確保を行うとともに、情報提供のためのマニュアルを作成すること。
- 町は、防災に関する情報提供や避難誘導において、多言語、やさしい日本語表記、ルビふり等により、外国人に配慮した支援に努める。
- 町は、外国人が日常生活の中で抱える防災面を含む様々な問題について、身近なところで気軽に相談し適切なアドバイスを受けられるよう、外国人相談窓口の充実を図る。

4 旅行者等の一時滞在者（交流人口）への対策

- 町は、施設、釣りスポット、海水浴場等の一時滞在者が多く見込まれる箇所において、東日本大震災での津波浸水域や指定緊急避難場所や指定避難所等の位置や方向を示す等、案内板等の整備に努める。
- イベント等の運営管理者は、東日本大震災での教訓から沿岸部での津波災害の危険性及び、災害時の参加者の安全対策について事前に検討し、参加者へ周知するよう努める。
- 旅行者等の一時滞在者は、来町時に沿岸部では津波災害の危険性があることを認知し、災害時の円滑な避難行動につながるよう、東日本大震災での津波浸水域の確認や指定緊急避難場所等の把握に努める。

第2章 災害予防対策

第24節 複合災害対策

主な実施担当	全課
防災関係機関等	

1 方針

一つの災害が他の災害を誘発し、それぞれが原因となり、あるいは結果となって全体としての災害が大きくなる場合や別々の災害が偶発的に同時期に発生する場合等を意識し、そういった複合災害について、より厳しい事態を想定した対策を講ずる。町及び防災関係機関は、地震、津波、火災、大雨、原子力災害等の複合災害の発生可能性を認識し、いくつかの時系列的なシナリオを構築したうえで、地域防災計画等を見直し、備えを充実するよう努める。予防対策としては、特に以下の点に留意する。

※複合災害: 同時又は連続して2つ以上の災害が発生し、それらの影響が複雑化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象。

2 複合災害の応急対策への備え

1 活動体制

- 複合災害時においては、それぞれの災害が別の災害の影響を受けるため、従来業務に付加される業務を明確にし、それが適切な災害対応の支障とならないよう、あらかじめ対応方法等について検討する。
- 町は、一定の条件を満たした大規模自然災害が発生した時は、原子力災害の同時期発生といった不測の事態に備え、原子力防災に係る警戒体制を速やかに取ることを考慮する。
- 複合災害発生時は、災害の全体像を俯瞰し対応の優先順位をつけるとともに、対策実施に関する具体的なスケジュールの立案に努める。

2 情報の収集・伝達体制の整備

- 複合災害時には、関係市町村の災害対策本部等から得られる避難場所の被害状況、道路の損壊及び道路交通の状況等の自然災害情報についても、関係機関で共有化が図られるよう情報共有に努める。
- 町は、国、県とも連携し、複合災害時にも相互に確実に情報の収集及び連絡を行うため、必要な情報収集・連絡体制及び防災行政無線、専用回線、衛星回線等、複数の通信手段の整備に努める。

第2章 災害予防対策

- 町は、複合災害時の情報伝達に当たり関係機関での情報の共有化を図り、救助活動等を実施する者に対して、原則として、それぞれの組織の指揮命令系統を通じて効果的な情報の提供を行う。

(1) 地方公共団体の機関や派遣依頼により救助活動等を実施している者

派遣部隊の指揮系統を通じて、情報を提供する。その際、伝達に要する時間を考慮するとともに、情報の欠落や誤報等の防止に留意する。

(2) ボランティア等の公の指揮系統外で救助活動等に当たっている者

広報車、自主防災組織の情報連絡網等によるほか、移動系防災無線(車載型、携帯型)、携帯電話等を活用することに留意する。

- 町、防災関係機関等は、複合災害時において、現状認識や今後の方針について、地域住民等の不安解消や混乱防止のため、適切な広報に努める。

3 避難・退避体制の整備

- 町は、複合災害時でも適切に避難活動が行えるよう、避難計画において、避難路となる道路の被災や放射性物質の放出までの時間等を考慮した対策をあらかじめ検討する。
- 町は、複合災害時に迅速に避難誘導が実施できるよう、大規模自然災害に関するハザードマップ等から、避難場所の被害の程度、経路の障害の程度を想定し、複数の代替ルート、輸送手段等を考慮した「避難誘導計画の基本型」をあらかじめ作成し、平素から多様な避難手段を把握しておくよう努める。また、「避難誘導計画の基本型」について、図上訓練やシミュレーション等による検証により、より実効性の高いものとなるよう見直しを図る。

3 複合災害に関する防災活動

1 訓練の実施

- 町は、様々な複合災害を想定した訓練やシミュレーションを行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。
- 町は、地域特性に応じて発生の可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努める。

第2章 災害予防対策

第25節 廃棄物対策

主な実施担当	町民生活課
防災関係機関等	

1 方針

大規模災害発生後、大量に発生する廃棄物（可燃ごみ、不燃ごみ、生ごみ、粗大ごみ、し尿等）や倒壊物・落下物等による障害物は、住民の生活に著しい混乱をもたらすことが予想される。特に災害時には、トイレ用水の確保困難、下水道施設の破損等の理由により水洗便所を使用できない場合が想定される。

処理施設の耐震化等を図るとともに、廃棄物処理活動が迅速に行われるよう大量の災害廃棄物が発生した場合に必要な広域処理も含めた廃棄物の処理・処分体制の整備の確立を図る。

2 処理体制

- 町は、災害応急対策を迅速に推進するため、廃棄物処理に係る災害時応急対策を地域防災計画に定めておく。（第3章第20節「廃棄物の処理活動」参照のこと。）
- 町の処理能力を超える廃棄物が発生した場合及び廃棄物処理施設が被災し使用不能になった場合の対策として、町は、近隣の市町村及び廃棄物処理関係団体等と調整し、災害時の相互協力体制を整備する。

3 主な措置内容

- 町は、廃棄物処理に係る災害時応急体制を整備するため、次の措置を行うよう努める。

1 緊急出動体制の整備

- 町は、一般廃棄物処理施設の補修等に必要な資機材の備蓄を行う。
- 町は、収集運搬車両や清掃機器等を常時整備する。
- 町は、廃棄物の収集・処理に必要な人員・収集運搬車両等が不足する場合の対策について検討する。
- 廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼働することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努めること。

第2章 災害予防対策

第1章 津波

第2章 津波

第3章 津波

第4章 津波

2 応急体制の確保

- 町は、仮置き場の配置や災害廃棄物の処理方法等について具体的に示した災害廃棄物処理計画を策定する。
- 町は、家庭・事業所のごみ、し尿及び瓦礫の広域的な処理・処分について近隣市町等との協力・応援体制を整備する。

3 避難生活の生活環境の確保

- 仮設トイレやその管理に必要な消毒剤、脱臭剤等の調達方法について迅速かつ円滑に行う体制を検討し、整備する。

4 し尿対策

- 仮設トイレ及びバキューム車を確保するため、他の地方公共団体との協力体制を整備する。
- バキューム車による収集の他、し尿を一時的に貯留し対応することや下水道管路の利用（公園等での仮設トイレ用マンホールの設置）、し尿貯留施設の設置等を検討する。

5 海に流出した災害廃棄物の処理体制の構築

- 海岸管理者は、津波により海に流失した災害廃棄物の処理について、公物管理上、船舶の航行上及び漁業従事上の支障の除去の必要性等を考慮し、災害廃棄物の状況把握、地域や海域の実情に応じた措置、種類や性状に応じた適切な処理等、必要な措置を講ずることができるよう、あらかじめ関係機関等の連携・協力体制を構築する。なお、体制の構築に当たっては、塩分を含んだ災害廃棄物の取扱い、悪臭・害虫対策、PCBが含まれたトランス等の電気機器や農薬等の薬品が入ったもの等の有害な物質等の取扱いについて、十分に考慮する。